

荒川区立小・中学校における 働き方改革プラン

**平成31年2月
荒川区教育委員会**

◆目 次◆

第1部 プラン策定の背景と趣旨

1	プラン策定の背景.....	1
2	プランの位置づけ.....	1
3	データからみた荒川区教員の現状.....	2

第2部 プランの事業展開

1	プランの目標	30
2	取組の方向性	30

第3部 目標達成に向けた取組

1	教員の業務改善支援	32
2	教員を支える人員体制の確保.....	35
3	部活動の負担の軽減	37
4	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備.....	39
5	教員の意識改革の促進.....	42

第4部 プラン推進のために

1	プランの進行管理.....	44
	今後に向けて	45

第1部 プラン策定の背景と趣旨

1 プラン策定の背景

学校を取り巻く環境は、近年ますます複雑化・多様化し、求められる役割も拡大しています。学校現場において教員は、日々子どもたちと向き合い、献身的な努力を重ねているところですが、その一方で、教員の長時間労働による負担が問題視されています。

国においては、平成29年12月に、中央教育審議会が「学校の働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」をまとめ、これを受け、文部科学省は「学校における働き方改革に関する緊急提言」をまとめました。

また、平成31年1月には、中央教育審議会は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を示しました。

都では、東京都教育委員会が、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ることを目的に、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定しています。

これらの国や都の動向を踏まえ、荒川区においても、区立小・中学校教員の働く時間や意識等を把握したうえで、「荒川区立小・中学校における働き方改革プラン」を策定し、さらなる学校教育の充実と質の維持向上を図ります。

2 プランの位置づけ

荒川区教育委員会は、荒川区の教育の基本方針を定めた「荒川区学校教育ビジョン」を策定しており、「教師が子どもと向き合う時間を確保する」に取り組むべき重要な項目の一つとして挙げています。

教員が子ども一人ひとりについて十分に理解し、信頼関係を築き、子ども一人ひとりに応じた課題を解決し、寄り添った教育を進めていくためには、子どもと向き合う時間を確保していくことがとても重要です。

学校における働き方改革を進めるためには、各学校の実態に応じた取り組みを進めることができるよう、教育委員会が計画を定める必要があります。

荒川区教育委員会は、働き方改革に有効な取組方針や具体的な取組内容等を盛り込んだ実施計画として、「荒川区立小中学校における働き方改革プラン」を策定しました。

3 データからみた荒川区教員の現状

教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、学校教育の質の維持向上を図ることを目的にアンケート調査、ヒアリング調査を実施しました。

<調査概要>

	アンケート調査	ヒアリング調査
調査方法	質問紙配布・回収	校長・副校長：個別ヒアリング 教諭：グループヒアリング (1回あたり3～4名)
調査対象	①区内全小・中学校の 校長、副校長 69名 (区内小学校24校、中学校10校) ②常時勤務する教諭 106名 (区内小学校4校、中学校2校)	区内小学校4校、中学校2校の 校長 6名 副校長 6名 常時勤務する教諭 19名
調査時期	平成30年6月～7月	平成30年8月～9月
調査項目	1. 教員調査(意識調査) ①属性 ②仕事に対する意識 ・悩んでいること ・負担軽減に効果が期待できること 等 2. 業務記録調査 1週間の勤務・業務時間、業務内容 ※対象時期は下記のいずれかの1週間 ・6月25日(月)～7月1日(日) ・7月2日(月)～7月8日(日) ・7月9日(月)～7月15日(日)	1. アンケート調査結果について ①悩んでいること ②負担軽減に効果が期待できること 2. 今後の取組について理想的な形 ①校務支援システム ②出退勤管理 ③部活動支援(中学校のみ) ④学校事務補佐 ⑤その他

※本調査は、時期・調査対象者数等を限定して行ったものであり、回答内容は、一年間の全教員の平均としての勤務実態を表すものではありません。

(1) 教員の在校時間

<区内小中学校教員の在校時間>

今回の調査においては、1週間当たりの在校時間は、学校種別・職層別にかかわらず、平均して60時間を超えています。なかでも、中学校の副校長と教諭は70時間を超えています。

平日の在校時間は、小・中学校の副校長及び中学校の教諭で12時間を超えています。休日（土曜日、日曜日）は、小学校の校長、中学校の副校長、教諭の在校時間が長い傾向にあります。

【1週間】

	小学校	中学校
校長	60時間 21分	64時間 34分
副校長	68時間 4分	72時間 27分
教諭	63時間 58分	75時間 40分

【平日】

	小学校	中学校
校長	11時間 7分	11時間 28分
副校長	12時間 26分	12時間 31分
教諭	11時間 48分	12時間 57分

【土曜日】

	小学校	中学校
校長	6時間 41分	7時間 17分
副校長	8時間 57分	9時間 55分
教諭	6時間 55分	9時間 43分

【日曜日】

	小学校	中学校
校長	10時間 15分	4時間 40分
副校長	4時間 48分	9時間 45分
教諭	6時間 15分	7時間 39分

※休日（土曜日、日曜日）の平均在校時間は、出勤者のみの平均時間を算出しています。

※ 60時間を超えること…「過労死ライン」に相当する時間数になります。

厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」によれば、月当りの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1カ月間に100時間または2カ月から6カ月平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされています。

上記でいう60時間とは、月当りの時間外労働がおおむね80時間となる状態を週当りに換算したものです。

（２－１）各業務時間 — 特に多い業務内容

平日、休日それぞれの業務時間の業務内容を学校種別・職層別にみると、平日では、小学校・中学校の管理職は、「学校運営事務（文書起案/管理）」が最も多く、小学校・中学校の教諭は「授業」が最も多いことが分かります。

一方、休日（土曜日・日曜日）では、小学校・中学校の管理職は平日同様、「学校運営事務（文書起案/管理）」にかかる時間が多くなっています。

また、小学校の教諭では、「成績処理」、「授業準備」が多く、中学校の教諭では、「成績処理」、「部活動・クラブ活動」が多くなっています。

これらの結果から、特に休日に行う業務について、学校種別・職層別で違いがあることが分かります。

<平日>

小学校校長

順位	業務内容	平均時間
1位	[学校経営] 学校運営事務(文書起案・管理)	5時間52分
2位	[学校行事] 学校行事	5時間41分
3位	[その他] その他の校務	4時間58分
4位	[学校関係者対応] 行政機関対応	3時間48分
5位	[学校経営] 会議・打合せ	3時間47分

小学校副校長

順位	業務内容	平均時間
1位	[学校経営] 学校運営事務(文書起案・管理)	5時間41分
2位	[その他] その他の校務	5時間40分
3位	[調査報告] 調査(対外用)	5時間26分
4位	[広報・その他] その他(事務作業)	4時間13分
5位	[校内環境] 安全管理	3時間48分

小学校教諭

順位	業務内容	平均時間
1位	[児童・生徒の指導] 授業	19時間51分
2位	[児童・生徒の指導] 成績処理(採点、評価等)	6時間34分
3位	[児童・生徒の指導] 授業準備(教材研究等)	4時間30分
4位	[児童・生徒の指導] 成績処理(通知表記入)	4時間23分
5位	[児童・生徒の指導] 学校行事	3時間29分

< 平日 >

中学校校長

順位	業務内容	平均時間
1位	[学校経営] 学校運営事務 (文書起案・管理)	9時間30分
2位	[その他] その他の校務	6時間12分
3位	[学校経営] 会議・打合せ	4時間36分
4位	[広報・その他] 広報	4時間33分
5位	[教員・職員管理] 評価	3時間21分

中学校副校長

順位	業務内容	平均時間
1位	[学校経営] 学校運営事務 (文書起案・管理)	8時間49分
2位	[その他] その他の校務	6時間 0分
3位	[校内環境] 安全管理	5時間 3分
4位	[学校経営] 会議・打合せ	3時間30分
5位	[調査報告] 調査 (対外用)	3時間10分

中学校教諭

順位	業務内容	平均時間
1位	[児童・生徒の指導] 授業	16時間21分
2位	[児童・生徒の指導] 学校行事	6時間45分
3位	[児童・生徒の指導] 学年・学級経営	6時間 1分
4位	[児童・生徒の指導] 成績処理 (採点、評価等)	4時間21分
5位	[児童・生徒の指導] 授業準備 (教材研究等)	3時間38分

< 休日 >

小学校校長

順位	業務内容	平均時間
1位	[教科担当業務] 指導・助言	48分
2位	[学校行事] 学校行事	43分
3位	[学校経営] 学校運営事務(文書起案・管理)	40分
4位	[学校関係者対応] PTA対応	37分
5位	[学校関係者対応] 行政機関対応	34分

小学校副校長

順位	業務内容	平均時間
1位	[その他] その他の校務	46分
2位	[学校経営] 学校運営事務(文書起案・管理)	40分
3位	[調査報告] 調査(対外用)	34分
4位	[学校関係者対応] PTA対応	30分
5位	[学校行事] 学校行事	21分

小学校教諭

順位	業務内容	平均時間
1位	[児童・生徒の指導] 成績処理(採点、評価等)	1時間21分
2位	[児童・生徒の指導] 成績処理(通知表記入)	1時間13分
3位	[児童・生徒の指導] 授業準備(教材研究等)	1時間 9分
4位	[児童・生徒の指導] 授業	1時間 7分
5位	[外部対応] 外部対応	19分

< 休日 >

中学校校長

順位	業務内容	平均時間
1位	[学校経営] 学校運営事務 (文書起案・管理)	1時間15分
2位	[広報・その他] 広報	51分
3位	[学校関係者対応] 地域対応 地域行事参加	42分
4位	[学校経営] 会議・打合せ	39分
4位	[学校行事] 学校行事	39分
4位	[分掌業務] 分掌実務	39分
4位	[その他] その他の校務	39分

中学校副校長

順位	業務内容	平均時間
1位	[学校経営] 学校運営事務 (文書起案・管理)	1時間10分
2位	[校内環境] 安全管理	57分
3位	[学校行事] 学校行事	51分
4位	[学校関係者対応] 業者対応	40分
5位	[その他] その他の校務	35分

中学校教諭

順位	業務内容	平均時間
1位	[児童・生徒の指導] 成績処理 (採点、評価等)	3時間 5分
2位	[児童・生徒の指導] 部活動・クラブ活動	2時間55分
3位	[児童・生徒の指導] 授業準備 (教材研究等)	50分
4位	[児童・生徒の指導] 成績処理 (通知表記入)	50分
5位	[学校の運営] 学校経営	38分

(2-2) 各業務時間 — 週当たり在校時間 60 時間以上・未満の比較

校長、副校長、教員を週当たりの在校時間 60 時間以上・未満別にグループ分けし、それぞれの各業務内容の業務時間（週当たり平均）を比較しました。

※枠で囲われた項目については、14 ページから個別に分布等の記載を加えています。

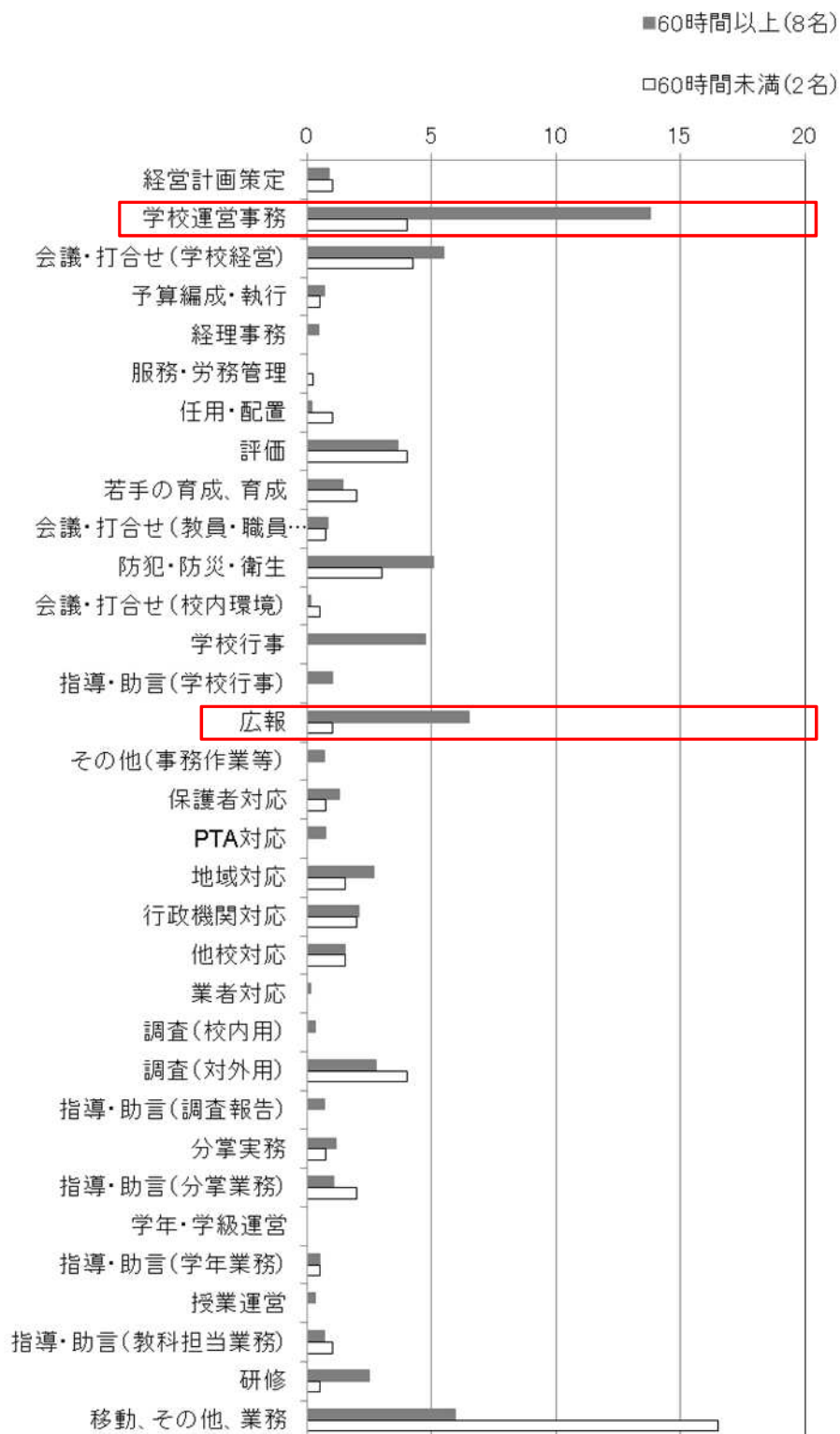
(小学校校長)

主に「学校運営事務」、「学校行事」が在校時間 60 時間以上の方で多くなっています。



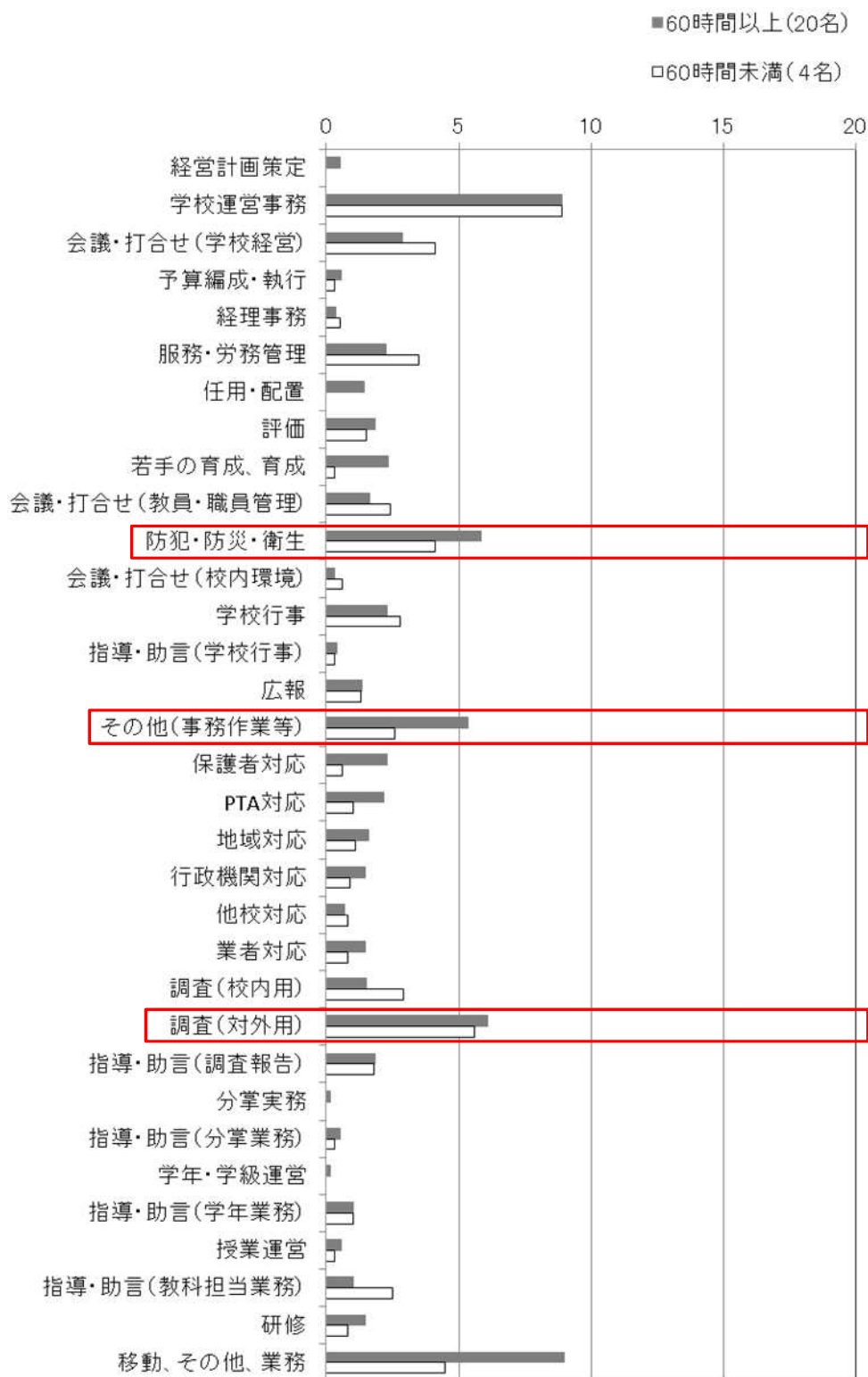
(中学校校長)

「学校運営事務」が在校時間 60 時間以上の方で多くなっています。



(小学校副校長)

在校時間 60 時間以上・未満に関わらず、「学校運営事務」が多くなっていますが、在校時間 60 時間以上の方は、「移動、その他、業務」の時間が多くなっています。



(中学校副校長)

在校時間 60 時間以上の方で「学校運営事務」の時間が特に多くなっていますが、「防犯・防災・衛生」の時間も多くなっています。



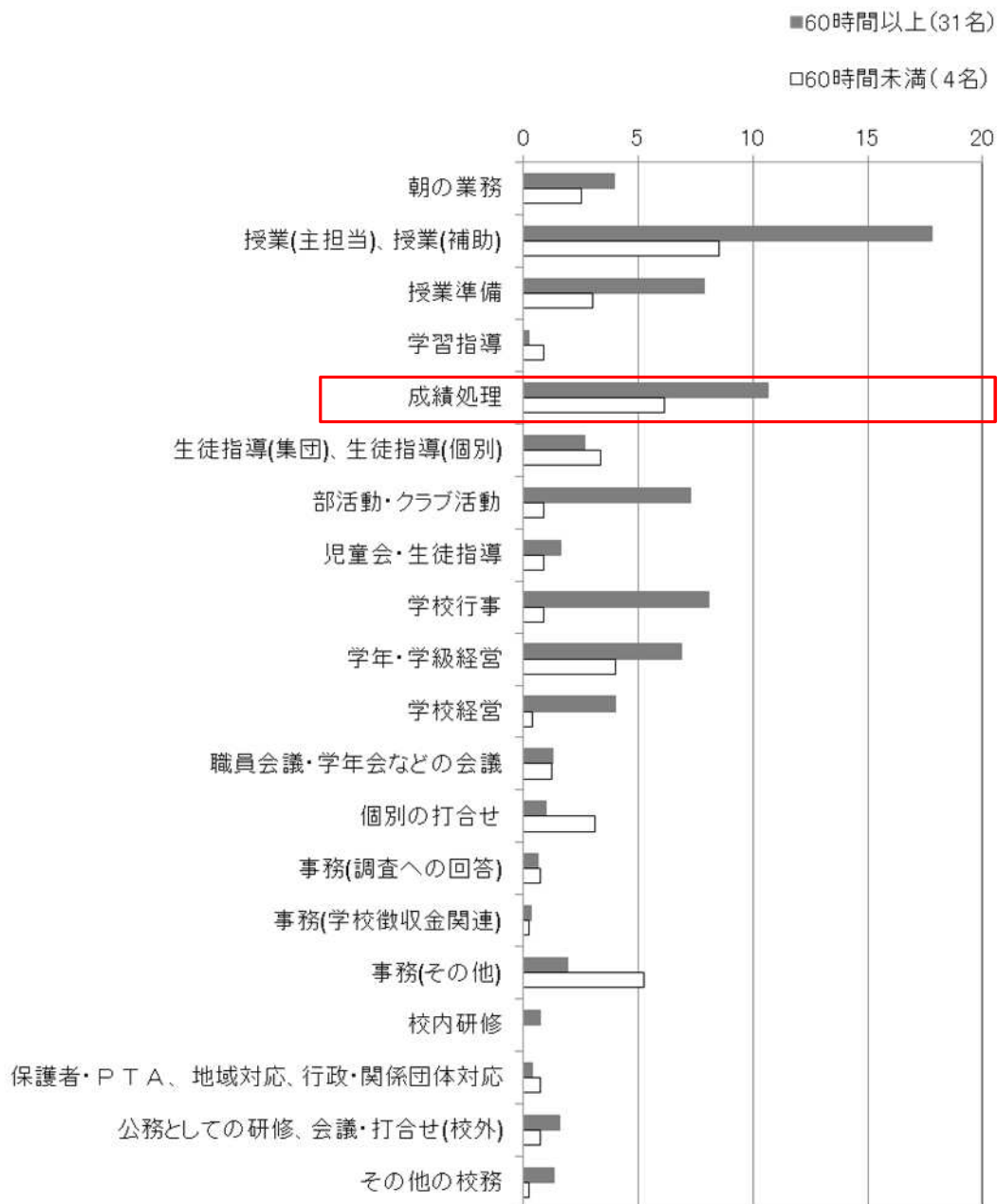
(小学校教諭)

在校時間 60 時間以上・未満に関わらず、「授業（主担当）、授業（補助）」が多くなっていますが、在校時間 60 時間以上の方は「成績処理」の時間が多くなっています。



(中学校教諭)

在校時間 60 時間以上の方で、「授業（主担当）、授業（補助）」の時間が特に多くなっていますが、「部活動・クラブ活動」、「学校行事」の時間も多くなっています。



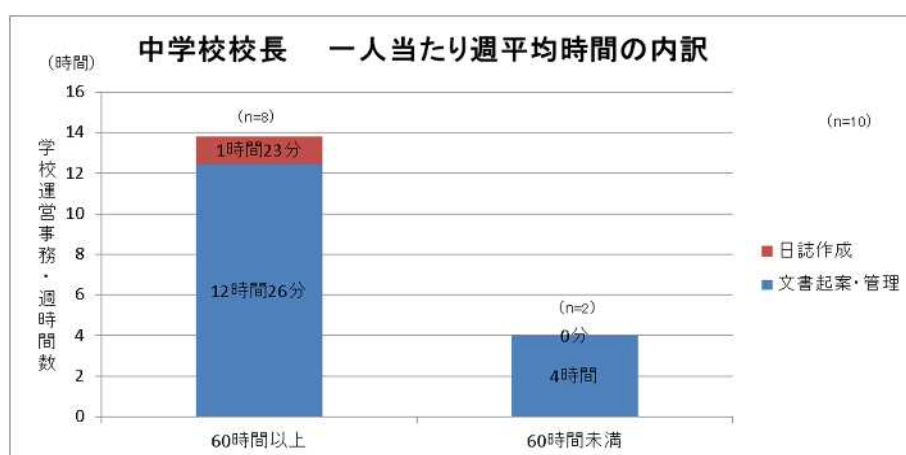
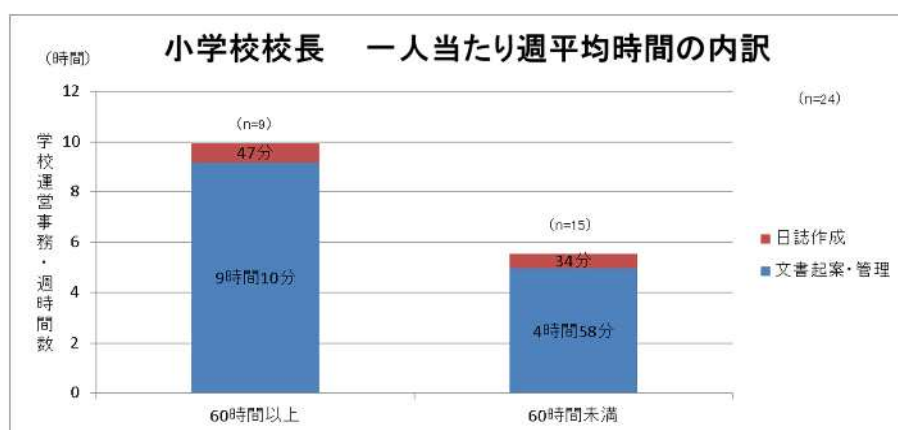
(2-3) 各業務時間 — 項目内訳・分布等

各業務内容において、特に費やした時間が多かった項目や、在校時間60時間以上・未満の教員で要した時間に大きな差が見られる項目など、いくつかの項目については、以下で項目の内訳や分布等を示しています。

○小学校校長・中学校校長

学校管理職は一般教員と比べて業務記録調査の回答選択肢が多いことから分かるように、より広範な業務を行っており、要した時間の多い業務がある一方で、単独では短時間である業務であっても、それらの積み上げが勤務時間の増加に繋がっています。

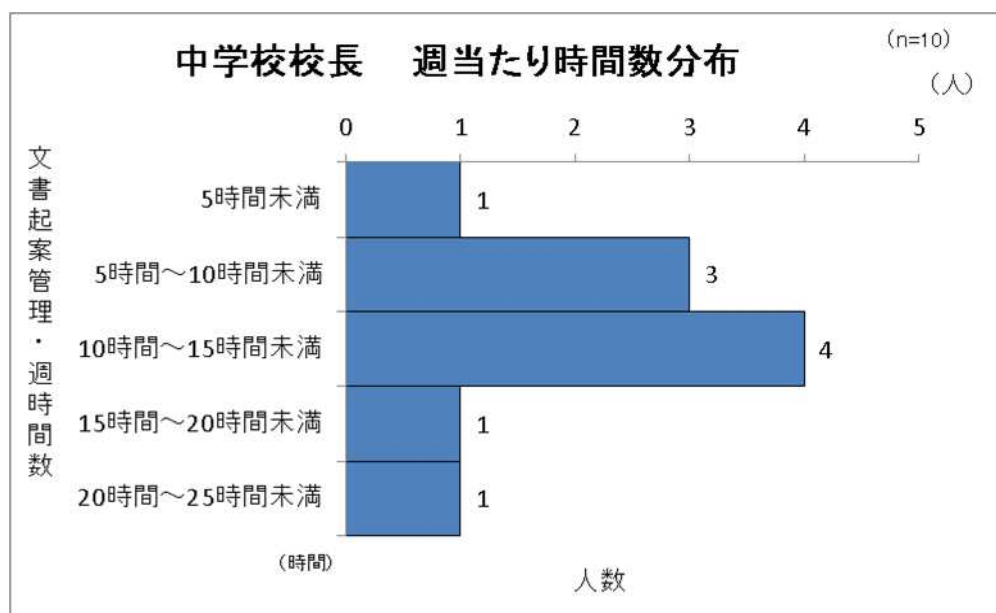
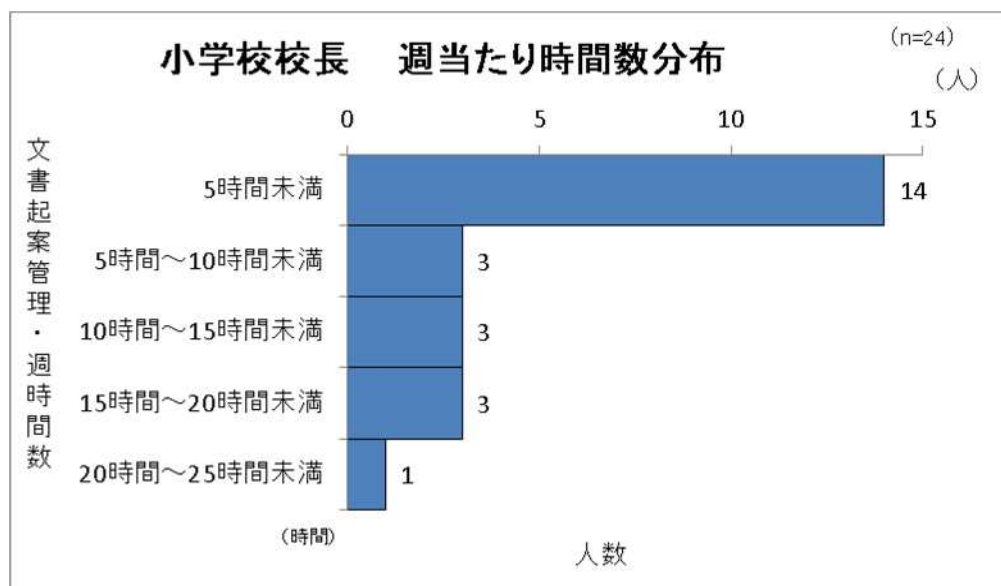
①学校運営事務【小学校校長・中学校校長】



「学校運営事務」の項目は、「文書起案・管理」と「日誌作成」に要した時間の合計を示しています。14ページのグラフは、小学校（中学校）校長を在校時間60時間以上、60時間未満の2グループに分けた際のそれぞれの平均時間（8，9ページ記載）について、その内訳を示したものです。

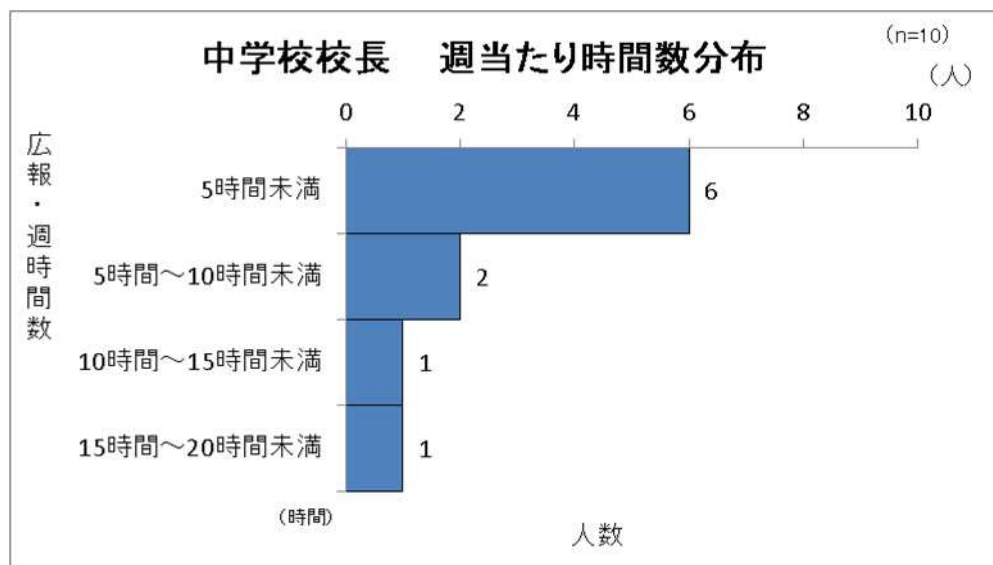
このグラフから、小学校・中学校ともに、校長が学校運営事務に要した時間のほとんどは「文書起案・管理」であったことが分かります。

更に「文書起案・管理」に要した時間について、分布を表したのが下記グラフです。



小学校においては、5時間未満で収まっている校長が一定数いるものの、小学校、中学校ともに全体としてはばらつきがあることが分かります。

②広報【中学校校長】



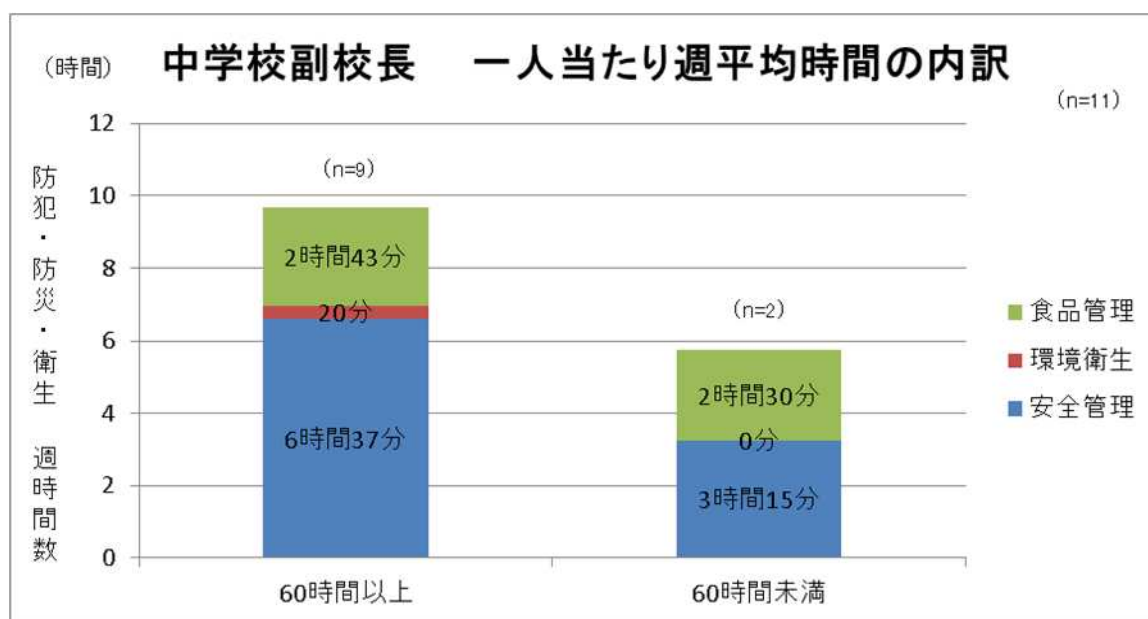
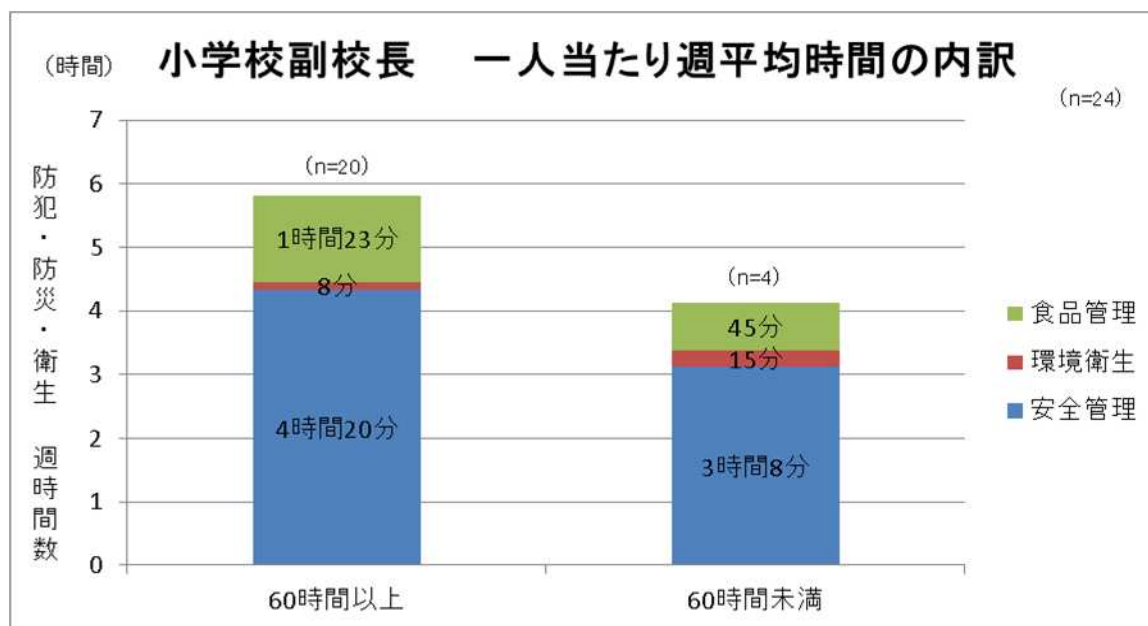
「広報」は、学校便り作成・配信、ホームページ更新・管理などの業務を指しています。

9ページのグラフでは、在校時間 60 時間以上・未満で平均を比べると差が見られました。上記グラフの分布を見ると、5 時間未満に収まっている校長がいる一方で、それ以上の時間を要した校長も一定数いることが分かります。

○小学校副校長・中学校副校長

校長と同様に、副校長についても、やはり一般教員よりも広範な業務を行っており、そうした多くの業務の積み上げが勤務時間の増加に繋がっています。

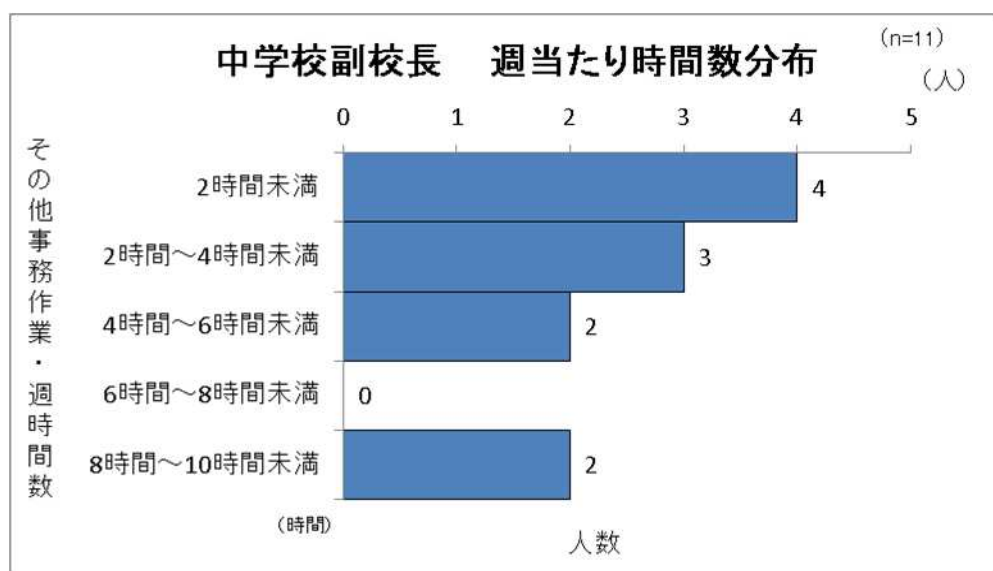
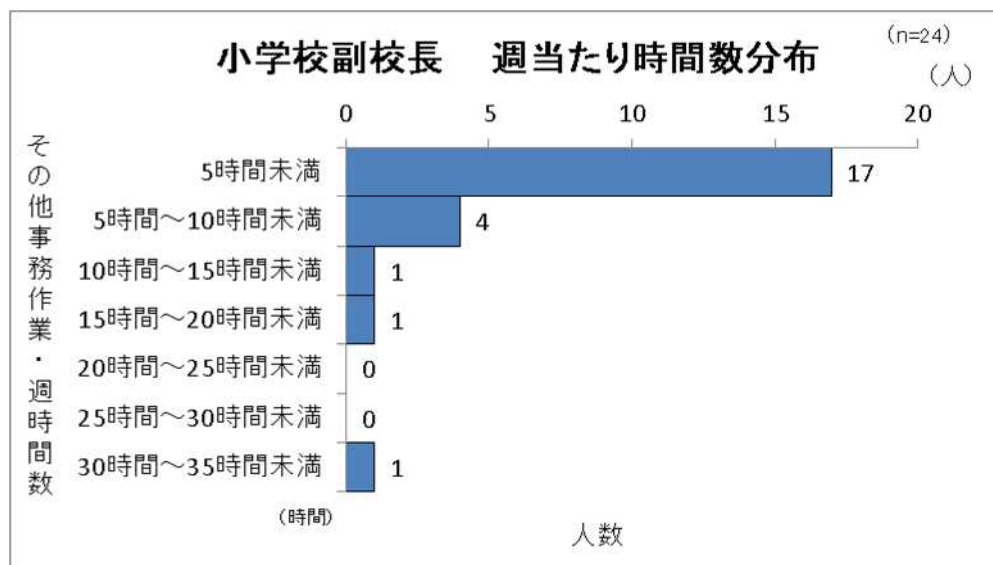
①防犯・防災・衛生【小学校副校長・中学校副校長】



「防犯・防災・衛生」の項目は、3つの項目に要した時間の合計を示しています。上記グラフは、副校長を在校時間 60 時間以上、60 時間未満の2グループに分けた際のそれぞれの平均時間（10，11 ページ記載）について、その内訳を示したものです。

小学校、中学校のどちらにおいても、多くを占めるのは「安全管理」であり、次いで「食品管理」の時間が多く、「環境衛生」はごくわずかとなっています。

②その他事務作業【小学校副校長・中学校副校長】

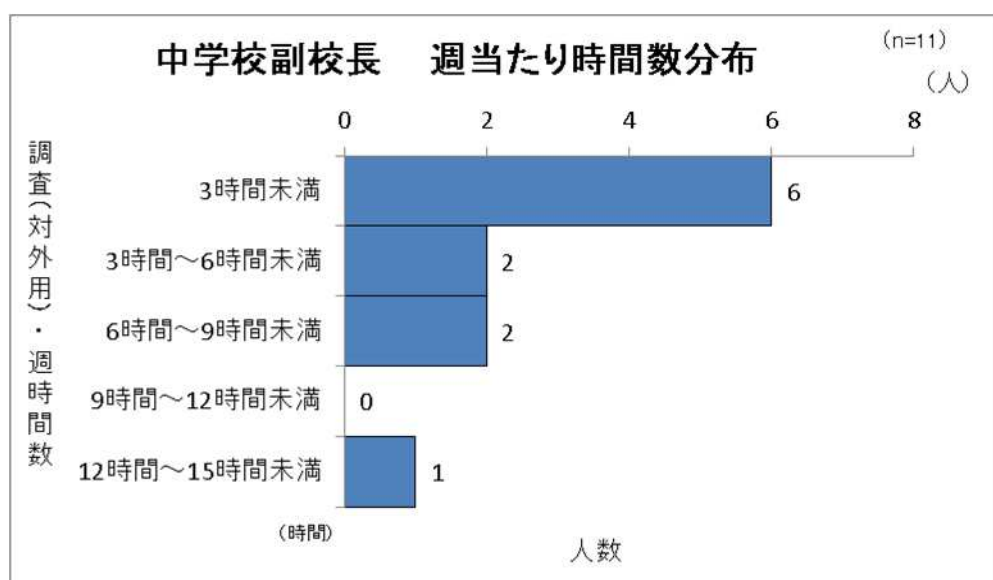
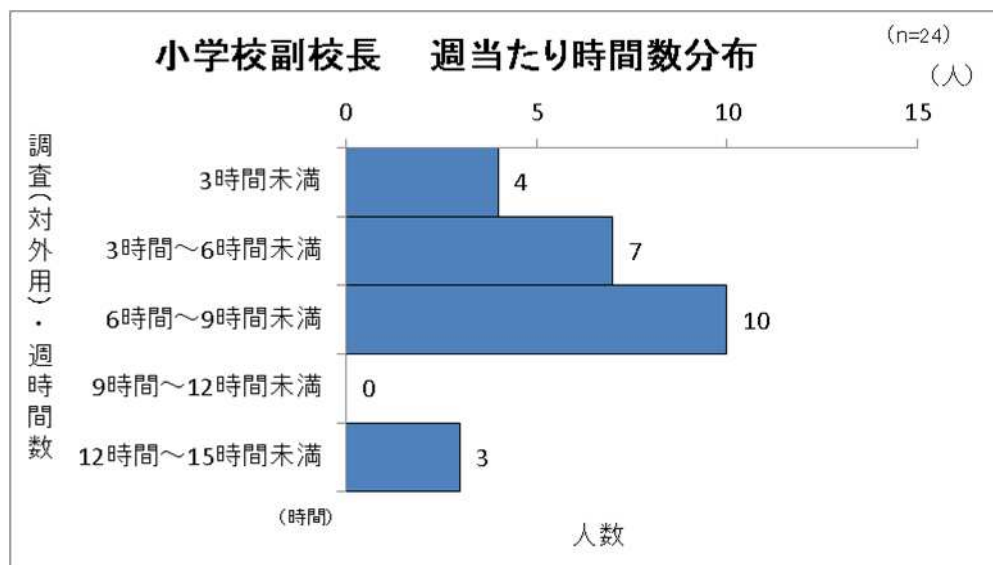


「その他（事務作業等）」は、学校経営・予算管理・教員及び職員管理・校内環境・学校行事・広報に該当しない、校長からの依頼対応や事務作業（郵便事務、印刷事務等）を示しています。

10, 11 ページのグラフでは、小・中学校それぞれにおいて、在校時間 60 時間以上の副校長は週平均で 5 時間をわずかに超えていました。

一方で、上記グラフの分布からは、小学校では、要した時間が 5 時間未満の副校長が全体の約 7 割（24 人中 17 人）を占めており、また、中学校においても同様に、要した時間が 4 時間未満の副校長が 11 人中 7 人を占めていることから、全体としては多くの副校長は週 5 時間未満に留まっている事が分かります。

③調査（対外用）【小学校副校長・中学校副校長】



この項目は、対外用の各種調査への回答、報告書作成業務について示しています。10，11 ページのグラフでは、在校時間 60 時間未満の中学校副校長 2 名のみ少ない業務時間を記録しており、その他の副校長は、平均で一定程度の時間を要していました。

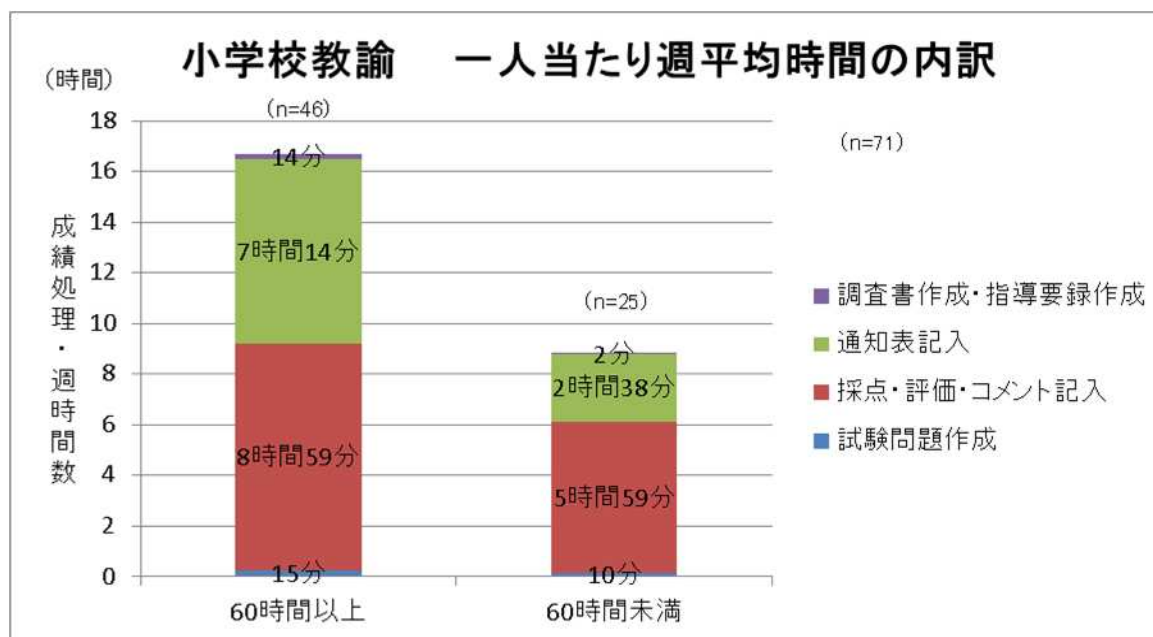
上記グラフを見ると、小学校の分布はなだらかな形状であり、多くの副校長は週 6 ～ 9 時間を平均として、一定量の対応を行っていることが分かります。

一方で、中学校副校長は 3 ～ 9 時間の中間層の割合が少なく、本調査結果においては、小学校副校長よりも中学校副校長の方が、要した平均時間は短くなっています。

今回行ったヒアリング調査でも、各種調査に関する負担の声は複数あり、調査の多さに対する意見や、「調査の目的が不明瞭である」との指摘の声も挙がっていました。

○小学校教諭・中学校教諭

①成績処理【小学校教諭】



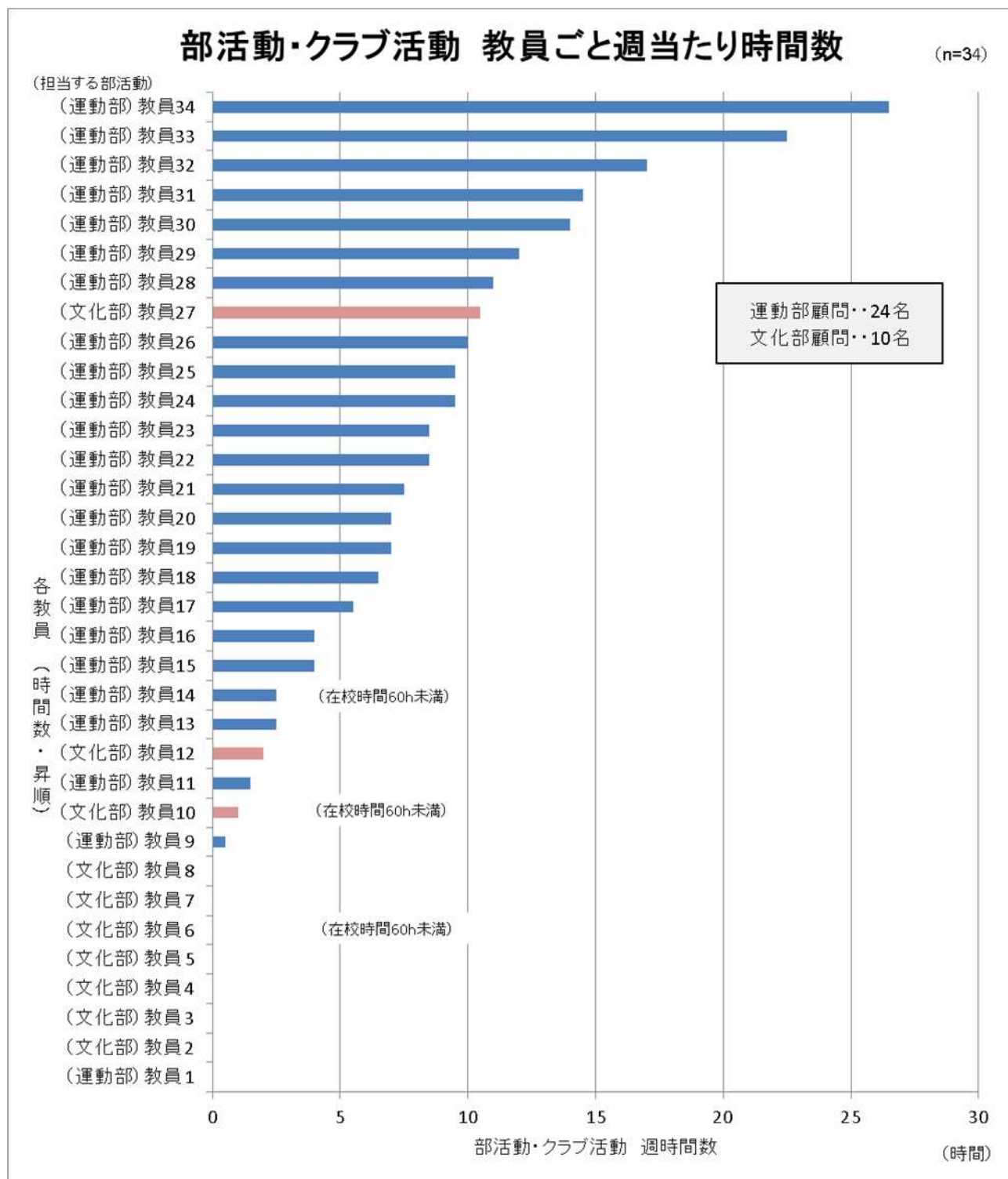
「成績処理」の項目は、4つの項目に要した時間の合計を示しています。上記グラフは、小学校教諭を在校時間 60 時間以上、60 時間未満の2グループに分けた際のそれぞれの平均時間（12 ページ記載）について、その内訳を示したものです。

在校時間 60 時間以上・未満のどちらにおいても、最も時間を要した項目は「採点・評価・コメント記入」であり、次いで「通知表記入」となっています。「試験問題作成」、「調査書・指導要録作成」についてはほとんど時間を要していなかったことがわかります。

また、質問紙の負担を問う項目やヒアリング調査では「手書きが負担である」、「通知表のシステム化をしてほしい」等の声もありました。

なお、この「成績処理」について、各項目に要する時間は、調査の対象時期によって大きく異なることが想定される点には留意が必要です。

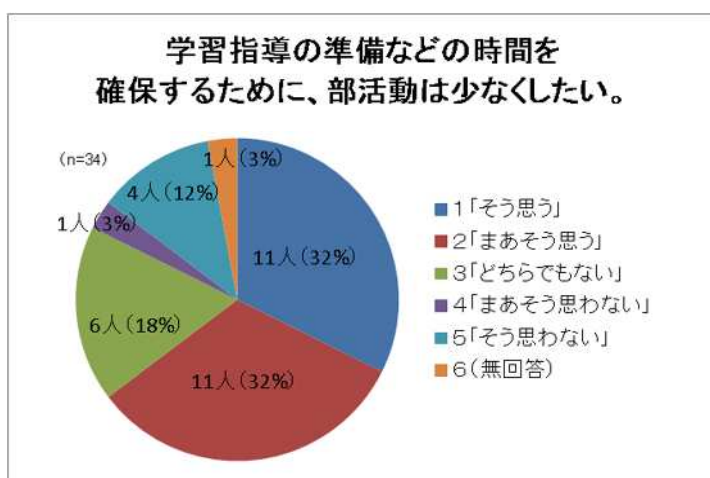
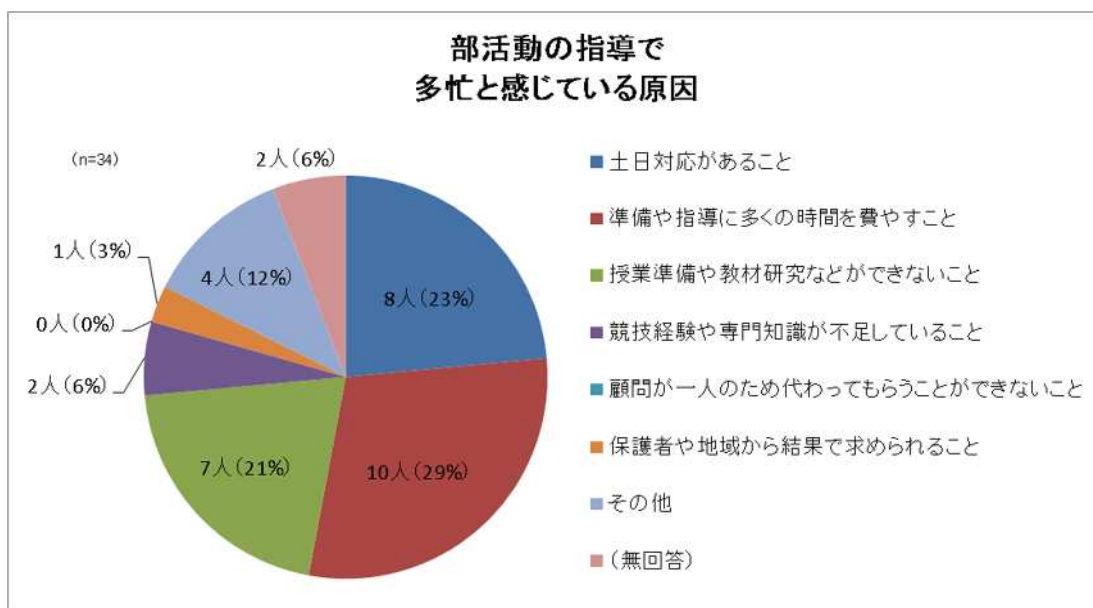
②部活動【中学校教諭】



中学校教諭の部活動について、調査対象者 35 名のうち、部活動顧問の役割を有する教員 34 名からの回答についてまとめました。

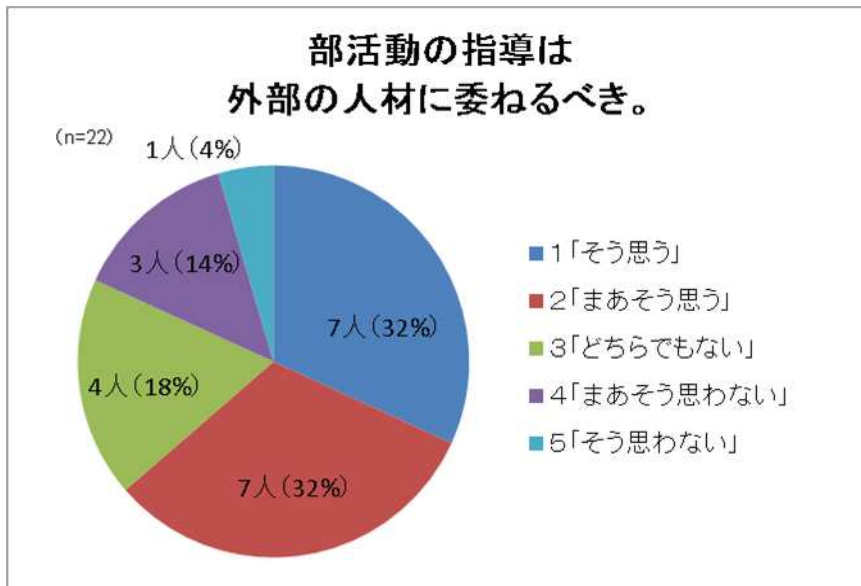
まず、調査において一週間のうち部活動に要した時間が多い順に整理すると上記グラフのとおりとなります。「担当する部活動」を見ると、回答では、文化部よりも運動部の顧問が多いこと、また、文化部よりも運動部の方が時間が長い傾向にあることが確認できます。

また、部活動に関しては質問紙上にも関連する問いを設けており、その回答から以下のような事も分かりました。



上記2つのグラフから、教員は部活動のために多くの時間を費やしている上に、週休日出勤している場合もあり、こうした現状に対して、概ね「部活動は少なくしたい」と考えている様子が見られます。

なお、「部活動は少なくしたい」という設問に対して「そう思う」、「まあそう思う」と答えた 22 人について更に他の質問への回答を確認した所、以下の通り、「外部の人材に委ねるべき」との設問に対しては、「そう思わない」、「まあそう思わない」との回答を示した教員は 4 人（全体の 18%）に留まっていることが分かりました。

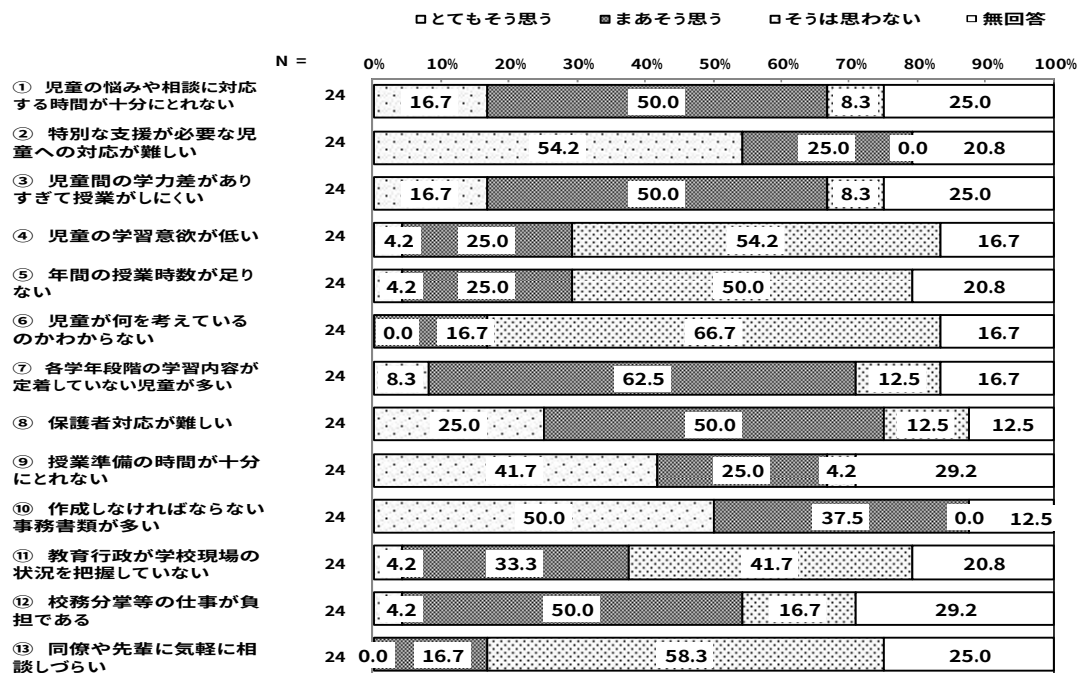


(3) 仕事に対して悩みに感じていること

仕事に対して悩みに感じていることについて、学校種別・職層別にみると、以下のような結果になりました。

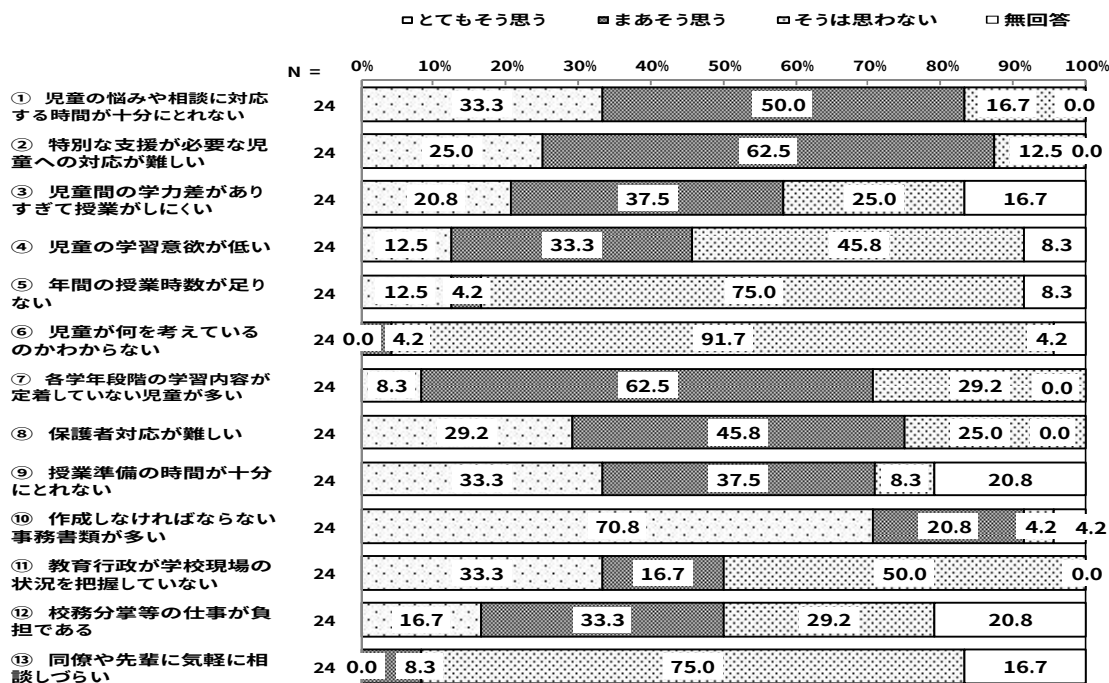
(小学校校長)

「特別な支援が必要な児童への対応が難しい」(54.2%)、「作成しなければならない事務書類が多い」(50.0%)が多くなっています。



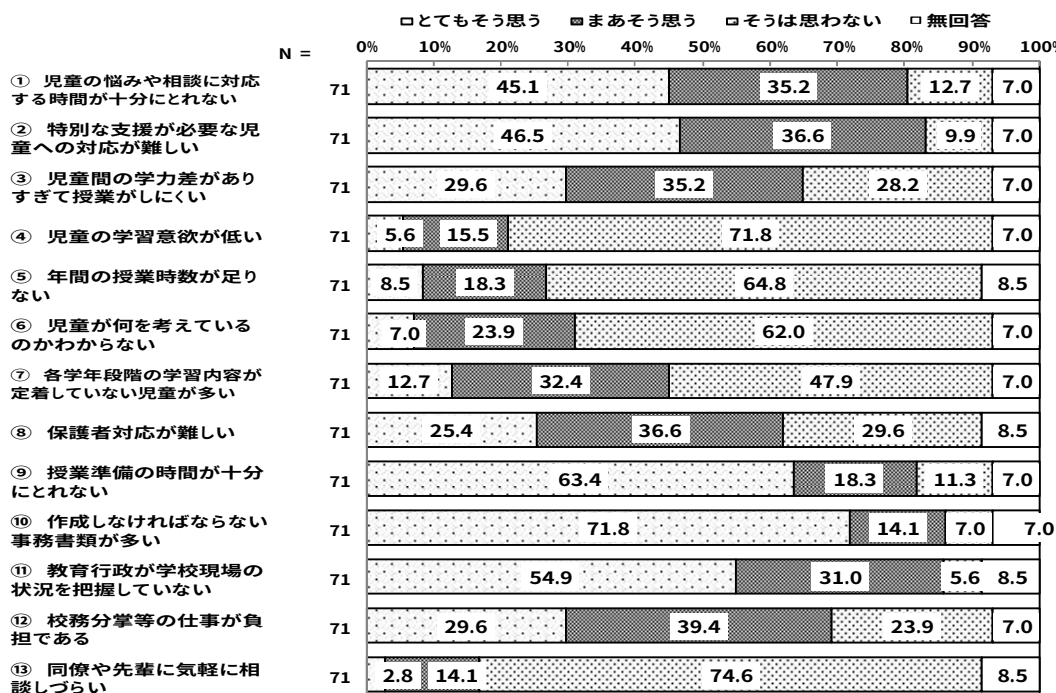
(小学校副校長)

「作成しなければならない事務書類が多い」(70.8%)、「児童の悩みや相談に対応する時間が十分にとれない」(33.3%)、「授業準備の時間が十分にとれない」(33.3%)、「教育行政が学校現場の状況を把握していない」(33.3%)が多くなっています。



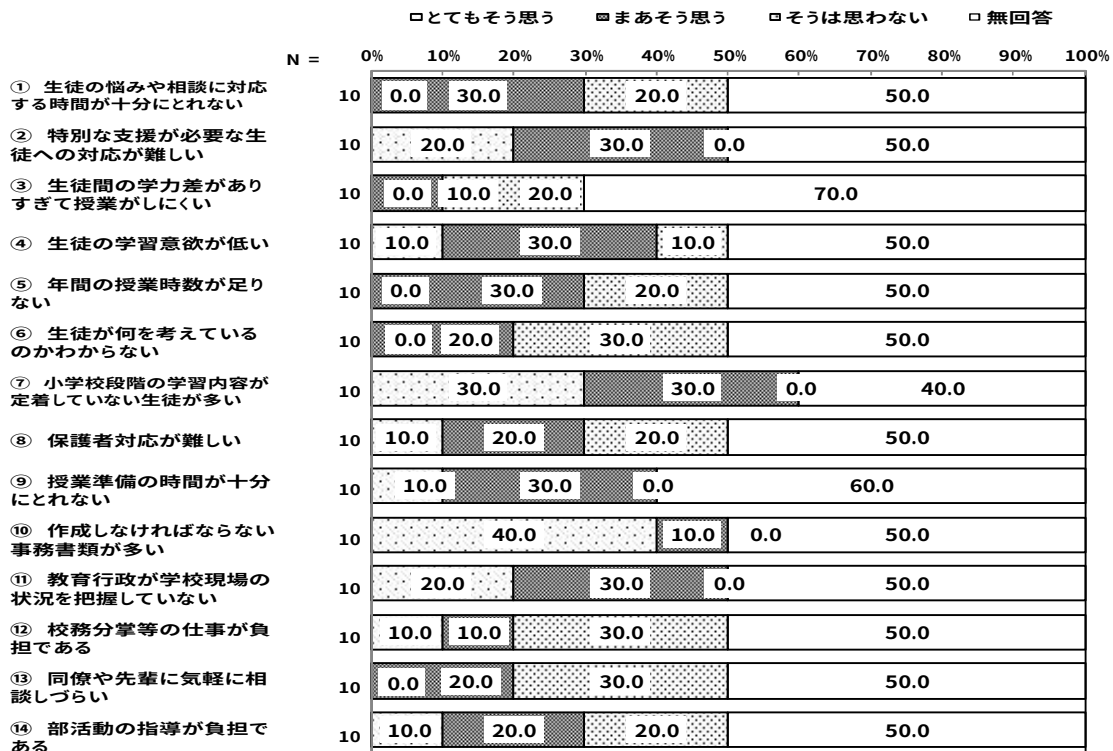
(小学校教諭)

「作成しなければならない事務書類が多い」(71.8%)、「授業準備の時間が十分にとれない」(63.4%)が多くなっています。



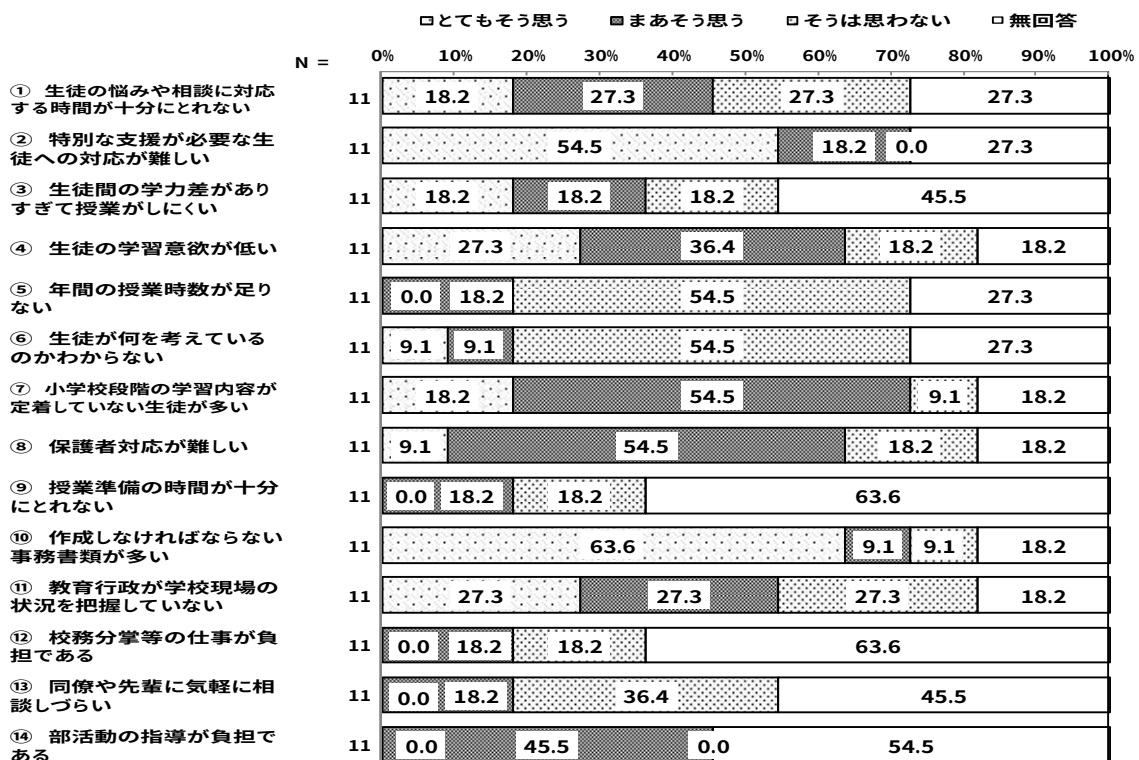
(中学校校長)

「作成しなければならない事務書類が多い」(40.0%)、「小学校段階の学習内容が定着していない生徒が多い」(30.0%)が多くなっています。



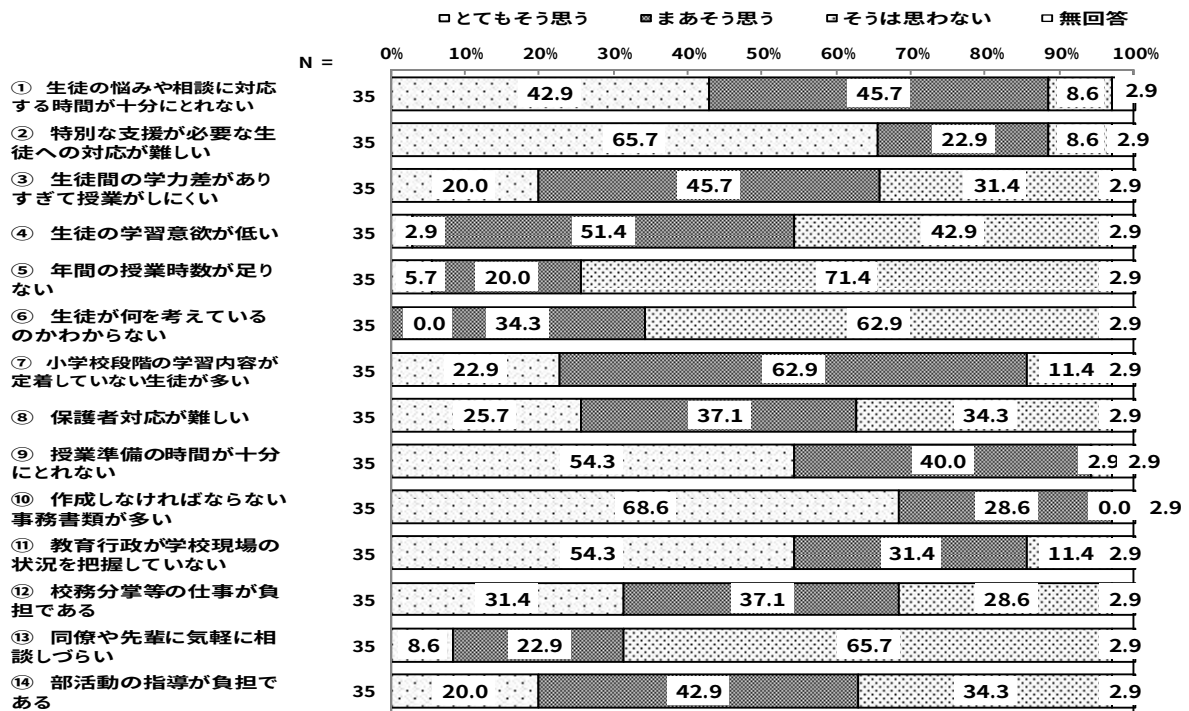
(中学校副校長)

「作成しなければならない事務書類が多い」(63.6%)、「特別な支援が必要な児童への対応が難しい」(54.5%)が多くなっています。



(中学校教諭)

「作成しなければならない事務書類が多い」(68.6%)、「特別な支援が必要な児童への対応が難しい」(65.7%)が多くなっています。



●教員(校長、副校長、教諭)ヒアリング調査から【主な意見】●

- ・事務量が年々増えている
- ・出席簿、指導要録の処理に時間がかかる
- ・調査ものが多く負担なので重複する調査については精選してほしい
- ・調査目的が分からないものがあるので、目的やその結果などを示してほしい
- ・今の勤務時間では平日に授業の準備ができないため、土日のどちらかに翌週の準備をすることになる
- ・地域の行事参加による休日対応が多く、家庭の時間が作れない
- ・経験の少ない若い教員は遅くまで残っている

（４）負担軽減に効果が期待できること

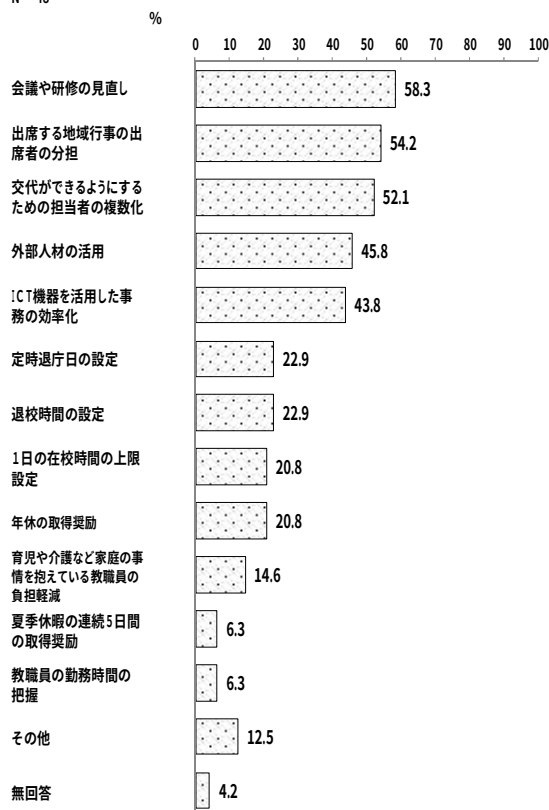
負担軽減に効果が期待できることは、学校種別・職層別にみると、

小学校管理職は、「会議や研修の見直し」（５８.３％）、「出席する地域行事の出席者の分担」（５４.２％）、「交代できるようにするための担当者の複数化」（５２.１％）が５割を超えて高くなっています。

小学校教諭は、「会議や研修の見直し」（７１.８％）が７割を超えて最も高くなっています。次いで、「交代できるようにするための担当者の複数化」（４２.３％）が高くなっています。

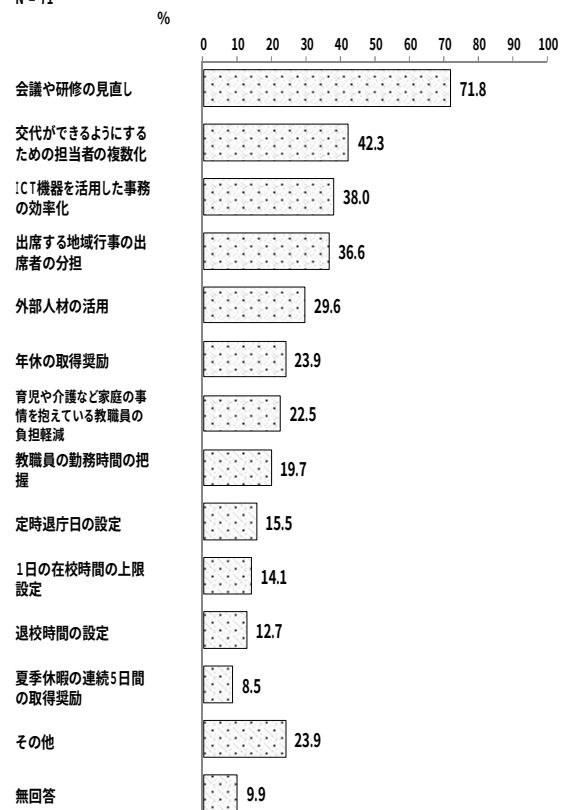
【小学校管理職】

N = 48



【小学校教諭】

N = 71

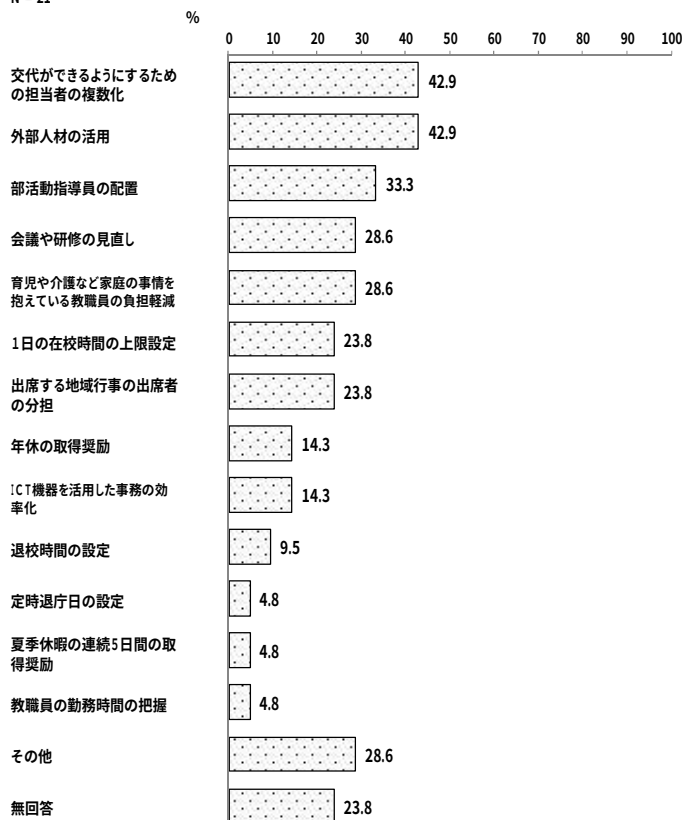


中学校管理職は、「交代できるようにするための担当者の複数化」(42.9%)、「外部人材の活用」(42.9%)が高くなっています。

中学校教諭は「会議や研修の見直し」(45.7%)、「交代ができるようにするための担当者の複数化」(42.9%)が高くなっています。

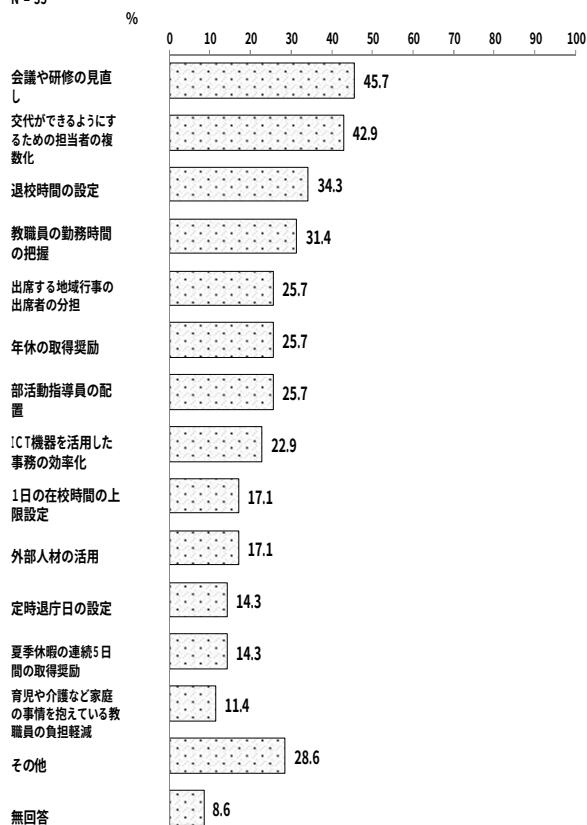
【中学校管理職】

N = 21



【中学校教諭】

N = 35



●教員 (校長、副校長、教諭) ヒアリング調査から【主な意見】●

- ・事務補助がいると助かる
- ・副校長事務補佐がいるととてもスムーズである
- ・指導要録について電子化すると楽になると思う
- ・ICT支援員がもう少し入ってくると、もっと活用されるはず
- ・校務支援システムがほしい
- ・クラブや専門科目の人材を増やしてもらえれば自分の時間をつくれると思う
- ・学校行事や地域行事の役割分担は難しい。負担に感じるが自分たち管理職が担うべきだと思う
- ・会議や打ち合わせについては、事前に資料配布するなど努力をしている

第2部 プランの事業展開

1 プランの目標

調査の結果から、「在校時間」がいわゆる「過労死ライン」に相当する、週60時間を超える時間を学校で過ごしている教員が大半を占めていることが分かりました。

教員の長時間労働が看過できない状況にあることを踏まえ、長時間労働の解消を目指し、当面の目標として以下のとおり設定します。

**1週間あたりの在校時間が60時間以上の
教員ゼロを目指します。**

※ 国においては中央教育審議会が平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を出しました。

荒川区では、当面の目標である「1週間あたりの在校時間が60時間以上の教員ゼロを目指します」については、速やかに達成すべき目標として位置付けるとともに、今後、国の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえながら対応を検討していきます。

2 取組の方向性

アンケート調査やヒアリング調査を実施し、教員の業務は、児童や生徒の教育や指導だけではなく、広い範囲にわたっていることが改めて分かりました。教員の長時間労働を改善するため、様々な観点から業務の見直しを進め、限られた時間の中で最大限の効果を上げる取組を進めていく必要があります。本プランでは以下5つの方向性を打ち出します。

5つの取組の方向性

1. 教員の業務改善支援
2. 教員を支える人員体制の確保
3. 部活動の負担の軽減
4. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備
5. 教員の意識改革の促進

1

教員の業務改善支援

- (1) 校務支援システムの導入
- (2) 調査及び配布物の精選
- (3) 電話対応時間の周知及び自動応答電話設置の検討
- (4) 実践事例やコンテンツの共有化の促進
- (5) 効果的な研修の運営・実施
- (6) 長期休業期間中における教育活動休止日の設定
- (7) 学校事務職員の職務の検討

2

教員を支える人員体制の確保

- (1) スクール・サポート・スタッフの拡充
- (2) 副校長事務補佐の活用
- (3) 改善に向けた働きかけ

3

部活動の負担の軽減

- (1) 部活動に関するガイドラインの策定
- (2) 部活動休養日や活動時間の設定
- (3) 部活動外部指導員の充実

4

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

- (1) 休暇等の取得促進
- (2) 長期休業期間中における教育活動休止日の設定【再掲】
- (3) 出退勤システム導入の検討
- (4) ストレスチェックの実施
- (5) 保護者及び地域社会への理解・協力の促進

5

教員の意識改革の促進

- (1) 教員の働き方への意識改革に向けた取組
- (2) 校務改善の推進
- (3) 出退勤システム導入の検討【再掲】
- (4) 保護者及び地域社会への理解・協力の促進【再掲】

区立小中学校教員の1週間当たりの在校時間は、学校種別・職層別にかかわらず60時間を超えており、なかでも、中学校副校長と教諭は70時間を超えています。

また、業務時間の多くを費やす業務内容としては、小中学校教諭では、「成績処理」（採点、評価や通知表表記）、「授業準備」（教材研究等）が多くなっています。小中学校副校長では、調査報告に多くの業務時間を費やし、「作成しなければならない事務書類が多いことが悩みである」として、負担感を強く感じていることが分かります。

さらに、学校には、各種団体等からの配布物が集中し、配布作業で教員の業務を増やしています。その他には、勤務時間外での電話対応等が教員の長時間勤務になる要因の一つとして考えられます。業務以外にも、教員としての資質・能力の向上のため、必要な研修会が様々行われており、時間を捻出することに苦勞する面もあります。

こうした状況で、小中学校教員の多くが、業務の負担軽減に効果が期待できることとして、「会議や研修の見直し」をあげています。その他には、「ICT機器の活用した事務処理の効率化」「定時退庁日の設定」「退校時間の設定」といったこともあげています。

教育委員会として、こうした教員の業務内容に対して、業務改善支援を実施し、教員の業務の負担軽減を図ります。

(1) 校務支援システムの導入

成績処理や指導要録の作成などの校務は、電子システム化することで、転記作業の省略や、教員同士の情報共有が容易となり、より迅速な事務処理が期待できます。

区においては、校務支援システムを導入し、校務にかかる作業を電子システム化し、事務の業務量や事務処理に係る時間の削減を目指します。導入に当たっては、大型モニターを職員室に設置し教育委員会からの情報を即時に掲示可能にしたり、地図情報を活用し児童生徒の登下校時や災害時の安全確保に役立てたりするなど、多方面に活用できる機能を搭載していきます。

平成31年度に導入準備を進め、平成32年度から全小中学校での運用を開始します。

2019年（31年度）	2020年	2021年
導入準備	運用	

(2) 調査及び配布物の精選

特に副校長において、調査や配布物が多いこと、また、締め切りが短い調査や目的が分かりにくい調査、緊急対応が必要な調査などに負担を感じていることが分かりました。

現在実施している各調査や配布物について、必要性の再検討、適正な調査時期等の設定、調査内容の丁寧な説明に配慮するとともに、調査結果については、速やかに学校へフィードバックしていきます。平成30年度に、小・中学校及び区役所内各課に調査物や配布物の現状調査を行い、現状把握・見直しを行った上で、調査物や配布物の削減につながる取組を実施していきます。

2019年(31年度)	2020年	2021年
実施		

(3) 電話対応時間の周知及び自動応答電話設置の検討

学校へ電話連絡等は教員の勤務時間内にしていただくよう、地域や保護者に協力を求めていくことで、勤務時間外の電話対応の時間の削減を図り、教員が授業準備等に集中できるような環境を整えます。平成31年度は、保護者や地域の方に向け、協力をお願いするお知らせを送付し理解を求めていきます。また、自動応答電話設置の検討についても、併せて進めていきます。

2019年(31年度)	2020年	2021年
周知	運用	

(4) 実践事例やコンテンツの共有化の促進

実践事例やコンテンツなどの教材を学校間で共有することにより、他の教員の優れた教材を自身の教材作成の参考にすることで、教材の質が高まり、よりよい授業を行うことに繋がります。また、教材を共有することで、教材作成の効率化が図られ教員の負担軽減にも効果が期待できます。

区では、授業で使う教材を全校で活用できるよう、ネットワーク環境を整備しており、今後更に共有化を促進していきます。

現行実施している様々な研修時に、研修内容に実践事例やコンテンツの共有化のメリットについて周知することで実践事例やコンテンツの共有化を促進します。

2019年(31年度)	2020年	2021年
共有化の推進		

(5) 効果的な研修の運営・実施

区においては、経験年数に応じた教員の研修や、職層ごとの研修、教育課題ごとの研修等、様々な研修会を実施しています。研修は教員の資質・能力を向上させる上で必要不可欠なものである一方、参加するために時間割を変更したりするなど、研修対象の教員だけでなく、他の教員にも負担がかかるなどの課題もみられます。時間の捻出や研修の運営の仕方について、学校と連携しながら既存の体制でできる工夫を検討し、さらに効率的で効果的な研修を実施していきます。

2019 年（31 年度）	2020 年	2021 年
見直し	更に充実	

(6) 長期休業期間中における教育活動休止日の設定

荒川区では、平成 30 年 8 月 13 日～15 日の夏季休業中の 3 日間を「児童生徒の教育活動休止日」と設定し、試行的に実施しました。設定日には、原則、部活動や学習教室などの教育活動が休止になるとともに、学校の状況に応じて、日直業務を行わないことができるようになりました。

試行実施の結果、教職員が休暇を連続して取得しやすくなり、休養に当てることができるようになったといった成果も見られています。平成 31 年度は、試行実施した教育活動休止日の効果検証の成果を踏まえつつ、継続して実施します。また、休止日の拡充についても検討し、教員の校務の負担軽減を図ります。

2019 年（31 年度）	2020 年	2021 年
見直し	実施	

(7) 学校事務職員の職務の検討

調査の結果、どの職層においても事務の負担が挙げられています。平成 29 年 3 月には学校教育法が改正され、学校事務職員の職務規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」にかわるなど、国の動きもでてきた中で、行政職員の立場から学校経営に参画する学校事務職員の職務について改めて検討する必要があります。

区では、国や都の動向に注視しつつ、平成 31 年度から校長会や事務職員会などの関係機関と連携しながら検討をすすめ、見直しを行います。

2019 年（31 年度）	2020 年	2021 年
検討		見直し

教員の本来業務かつ最も力を注ぐべき業務は授業ですが、アンケートの意識調査結果において、授業準備の時間が十分にとれないと思っている教員の割合は、小学校教諭が81.7%、中学校教諭が94.3%と、小・中学校とも非常に高い水準にあります。

また、教員の業務時間に占める時間数の割合が高い業務の一つに、成績処理（採点等）や事務作業があげられていることから、これらの業務が教員の負担を増している要因にもなっています。

教育委員会としては、これまで、東京都教育委員会と連携をしながら、「スクール・サポート・スタッフ」や「副校長事務補佐」をモデル導入することで、教員や副校長の抱える軽易な事務作業や授業の準備のための印刷作業等の軽減について試験的に実施しています。

今後は、これらの教員をサポートする人材をさらに配置して対応することを進めることで、教員の負担軽減を図ります。

（1）スクール・サポート・スタッフの拡充

スクール・サポート・スタッフは、教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、授業準備等をサポートしています。

都のスクール・サポート・スタッフ配置支援事業を活用して、区では、汐入東小学校に1名（週30時間）のスクール・サポート・スタッフが試行的に配置されており、学校からも校務の効率化に有効であるとの声があがっています。授業で使用する学習プリントを印刷する時間や、教材準備などの時間を確保できないという現状がある中、スクール・サポート・スタッフへのニーズはますます高まっており、引き続き都に増配置を要望していくとともに小・中学校における活用の促進を図っていきます。

2019年（31年度）	2020年	2021年
活用の促進		

(2) 副校長事務補佐の活用

副校長事務補佐は、副校長が日常的に実施している業務全般を補佐し、調査や報告、庶務事務、施設管理等を行っています。

都の学校マネジメント強化モデル事業を活用して、区では、校務分掌で学校経営支援組織を設置している第三瑞光小学校と第六瑞光小学校の2校に副校長事務補佐嘱託員が配置されています。今回の実態調査から、副校長事務補佐嘱託員が配置されていることで、副校長が本来業務により専念でき、負担軽減にも効果的であることが分かりました。

副校長の負担が増している状況の中、副校長事務補佐の役割は重要であることから、区では、副校長事務補佐の活用を促進していきます。

2019 年（31 年度）	2020 年	2021 年
活用の促進		

(3) 改善に向けた働きかけ

学級編成や教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和 33 年法律第 116 号)」により国が定め、都道府県は国が定める標準を基に学級編成の基準を設定しています。

「教員を増やしてほしい」という学校のニーズを踏まえ、引き続き都・国に対して教員の定数増に関する要望をあげていきます。

2019 年（31 年度）	2020 年	2021 年
国・都への要望		

荒川区における中学校教諭の、1週間の在校時間平均は75時間40分と出ており、小学校教諭の63時間58分を11時間42分上回っています。この理由の一つとして、部活動指導が考えられます。

中学校では、平日・休日を問わず部活動が行われており、中学校教員による部活動指導については、学校内だけでなく、中学校体育連盟に関わる事務手続き、大会の引率、審判職従事、練習試合等の設定及び調整、引率といった業務も含まれ、それらの業務は部活動の顧問を務めている教員が一手に引き受けています。

今回の調査の結果においても、部活動にかかる時間は多くでており、休日出勤する理由の第2位が部活動指導となっており、部活動の指導が負担であると回答した教諭は62.9%という結果が出ています。また、部活動の指導において多忙と感じている原因の最も大きな理由は「準備や指導に多くの時間を費やすこと」となっています。「学習指導の準備などの時間を確保するために部活動は少なくしたい」と考えている教諭もいます。この結果から、中学校の教諭にとって部活動指導は時間がかかるものであることが分かります。さらに「部活動の指導は外部の人材に委ねるべき」と回答している教諭は64%となっています。

教育委員会においては、中学校教諭のこうした声を受け、平成30年3月にスポーツ庁において策定された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受けの形で「荒川区立中学校における部活動（運動部及び文化部）に関する方針（中間報告）」を策定し、学校に周知を図りました。

今後は最終報告をまとめ、これに基づき教員の部活動に対する負担軽減を図っていきます。

(1) 部活動に関するガイドラインの策定

スポーツ庁における「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」や東京都の「運動部活動のあり方に関する方針」により、できるだけ短時間に合理的でかつ効果的な活動を行うことが示されました。

区では、国や都のガイドラインを踏まえつつ、平成30年6月に「荒川区立中学校における部活動（運動部及び文化部）に関する方針（中間報告）」をまとめ、適正な部活動の運営に資するガイドラインを策定しました。

今後は、平成30年12月に文化庁において策定された「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」も新たに参考にして、区で策定したガイドライン（中間報告）を完成させ、それに基づいて運用していきます。

2019 年（31 年度）	2020 年	2021 年
最終報告のまとめ	運用	

（2）部活動休養日や活動時間の設定

「荒川区立中学校における部活動（運動部及び文化部）に関する方針（中間報告）」の中で、「休養日」については、学期中は週当たり 2 日以上を設定すること、「活動時間」については、1 日の活動時間を、長くとも学期中の平日では 2 時間程度とすること等を示しています。

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、効果検証及び見直しを図りながら、合理的かつ効率的な部活動運営を推進していきます。

2019 年（31 年度）	2020 年	2021 年
実施	効果検証	見直し

（3）部活動外部指導員の充実

教員の負担軽減を目的に実施している部活動外部指導員については、学校からのニーズも高い状況です。区では、外部指導員の更なる充実を図り、部活動の指導に不安を抱える教員の支援や負担軽減を図っていきます。平成 31 年度には、現行実施している外部指導員の配置の充実を行うとともに、短時間に効率的かつ効果的な部活動運営ができるような支援の方法についても併せて検討を進めていきます。

2019 年（31 年度）	2020 年	2021 年
充実	更に充実	

かつて学校現場を支えていた多くの団塊世代の教員が、定年退職により大量退職をした結果、若手教員が多く採用されるようになりました。結果として、若手教員が経験を重ねて中堅教員になるにつれて、学校において中心的な役割を果たしています。しかしながら、一方で、その教員自身も子育て世代になっていたり、あるいは、介護に携わるようになっていたりすることもあり、ワーク・ライフ・バランスを保つことが難しくなっている現状があります。

今回の調査で、学校種別・職層別にかかわらず、1週間の在校時間が60時間を超えているという結果が出ました。また、ヒアリング調査では「今の時間では平日に授業の準備ができないため、土日のどちらかに翌週の準備をすることになる」「地域の行事参加による休日出勤が多く、家庭の時間が作れない」などの意見も出ています。

こうした状況に対して、調査の結果では、負担軽減に効果が期待できることとして、「年休の取得奨励」「育児や介護など家庭の事情を抱えている教職員の負担軽減」「定時退庁日の設定」「退校時間の設定」などがあげられています。

教育委員会として、教員一人ひとりがこれまでに培ってきた経験を活かし学校現場でより発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を行っていくため、次のような施策を実施します。

(1) 休暇等の取得促進

教員には、一般の地方公務員と同様に年次有給休暇が付与されていますが、年次有給休暇の取得が難しい環境にあります。

区では、各学校において、年次休暇を取得できるよう「計画的な年次休暇取得」をすすめ、また、学校ごと「ノー残業デイ」を月1回以上設定するように推進してきます。平成31年度に、計画的な年次有給休暇及びノー残業デイの実施状況を確認します。

2019年(31年度)	2020年	2021年
取得の推進		

(2) 長期休業期間中における教育活動休止日の設定〔再掲〕

区では、平成 30 年 8 月 13 日～15 日の夏季休業中の 3 日間を「児童生徒の教育活動休止日」と設定し、試行的に実施しました。設定日には、原則、部活動や学習教室などの教育活動が休止になるとともに、学校の状況に応じて、日直業務を行わないことができるようになりました。

試行実施の結果、教職員が休暇を連続して取得しやすくなり、休養に当てることができるようになったといった成果も見られています。平成 31 年度は、試行実施した教育活動休止日の効果検証の成果を踏まえつつ、継続して実施します。また、休止日の拡充についても検討し、教員の校務の負担軽減を図ります。

2019 年（31 年度）	2020 年	2021 年
見直し	実施	

(3) 出退勤システム導入の検討

出退勤時間を把握することは、教員自身が勤務時間について意識するきっかけになります。在校時間を把握することで、管理職においては、必要に応じて指導・助言等を行いやすくなり、教員のメンタルケアの更なる充実につながります。また、各教員においては、在校時間に対する自己管理意識の醸成が期待できます。

労働時間の状況を把握することについて法律上初めて規定した、労働安全衛生法等の改正（平成 31 年 4 月 1 日施行予定）の動向も踏まえ、区では、平成 32 年度実施に向け、出退勤システム導入準備を進めていきます。

2019 年（31 年度）	2020 年	2021 年
検討	実施	

(4) ストレスチェックの実施

平成 31 年度から、教員を対象としたストレスチェックを行い、教員自身へのストレスへの気づきを促します。

実施したストレスチェックの結果は、本人にフィードバックするとともに、働きやすい環境づくりにつながるよう、校内研修などに活かすほか、産業医のアドバイスを参考にしながら職場環境の改善を図ります。

2019 年（31 年度）	2020 年	2021 年
実施		

(5) 保護者及び地域社会への理解・協力の促進

働き方改革をすすめていくうえで、就業時間外の電話対応等、従来の対応から変化が生じることに對して、保護者や地域の方から理解を得る必要があります。そのため、荒川区教育委員会は、区内小・中学校における教員の働き方改革の取組を広く区民に周知し、理解促進に向けた啓発活動をすすめます。保護者会や学校評議員定例会、地区委員会等で保護者や地域の方に理解や協力を求めています。

2019 年（31 年度）	2020 年	2021 年
実施		

学校における働き方改革は、国・都・区の施策等を通じた学校への支援とともに、学校の自発的な取組により実効性が高まります。

今回の調査では、区内小・中学校教員の在校時間が全校種・職層において60時間を超えていることが分かり、教員自身の健康の維持増進の面からも看過できない状況であることが明らかになりました。また、教員の負担軽減に効果が期待できるものとしては、「定時退庁日の設定」「退校時間の設定」「教職員の勤務時間の把握」などがあげられていました。しかしながら、アンケート調査結果からも分かるように教員の業務内容が多岐に渡っている中で、授業や学校行事、児童生徒指導など、子どもと向き合う時間を縮減するということは教員自身が望むことではありません。

教育委員会としては、教員が子どもと向き合う時間を確保するために、今ある業務全体を見直し、学校組織として校務改善を図っていくことや、教員の意識改革を進めることが大切であると考えています。

そのためには、各教員が自らの在校時間を客観的に把握し、ワーク・ライフ・バランスの視点から、健康の維持増進や心身のリフレッシュをとる時間を設け、自身の働き方を改善する意識を高めることが大切です。

そして、学校全体で校務の進め方を組織的に改善することにつなげていきます。さらに、働き方改革をすすめていく上で、従来の対応から変化が生じることに對して、保護者や地域の方から理解を得ることも大切です。

今回の調査を踏まえ、これまで以上に教育委員会と学校とが連携をとり、教員の働き方改革が円滑に進むよう、推進していきます。

(1) 教員の働き方への意識改革に向けた取組

教員の長時間労働を改善するためには、教員の勤務実態を把握し、役割分担の在り方や業務の進め方など、様々な観点からの見直しを進める必要があります。また、限られた時間の中で最大限の効果を上げるという働き方に向け、管理職や教員の意識を変えていくことも重要です。

区では、管理職に対してタイムマネジメントに関する研修等を実施し、校内研修などでその内容を共有していくなど、働き方への意識改革に資する取組を進めていきます。

2019年(31年度)	2020年	2021年
見直し	検討	実施

(2) 校務改善の推進

学校では、校務改善の検討が進んでおり、これまで、区内小・中学校において9校が、校務改善のための「学校経営支援組織」を設置し、会議や研修会の持ち方などの組織的な校務改善について様々に検討・実施してきました。中でも校務改善への取組の成果が認められた区内小・中学校5校が、東京都教育委員会より校務改善表彰を受けています。

区としては、「学校経営支援組織」の設置をさらに推進させながら、これら先進校の校務改善に成果が見られた取組を全校に広く周知し、還元できるよう、支援をしていきます。

2019年(31年度)	2020年	2021年
取組の推進		

(3) 出退勤システム導入の検討〔再掲〕

出退勤時間を把握することは、教員自身が勤務時間について意識するきっかけになります。在校時間を把握することで、管理職においては、必要に応じて指導・助言等を行いやすくなり、教員のメンタルケアの更なる充実につながります。また、各教員においては、在校時間に対する自己管理意識の醸成が期待できます。

労働時間の状況を把握することについて法律上初めて規定した、労働安全衛生法等の改正（平成31年4月1日施行予定）の動向も踏まえ、区では、平成32年度実施に向け、出退勤システム導入準備を進めていきます。

2019年(31年度)	2020年	2021年
検討	実施	

(4) 保護者及び地域社会への理解・協力の促進〔再掲〕

働き方改革をすすめていくうえで、就業時間外の電話対応等、従来の対応から変化が生じることに對して、保護者や地域の方から理解を得る必要があります。そのため、荒川区教育委員会は、区内小・中学校における教員の働き方改革の取組を広く区民に周知し、理解促進に向けた啓発活動をすすめます。保護者会や学校評議員定例会、地区委員会等で保護者や地域の方に理解や協力を求めています。

2019年(31年度)	2020年	2021年
実施		

第4部 プラン推進のために

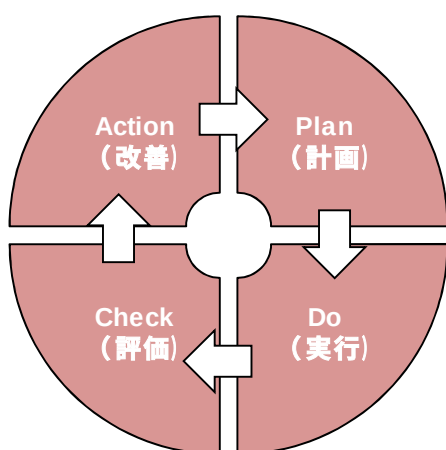
プランの策定にあたって

学校関係者、教育委員会事務局および関係各部で構成する「荒川区立小・中学校における働き方改革プランプロジェクトチーム」の基、プラン策定に取り組みました。今後、次のように進行管理を行っていきます。

プランの進行管理

プランの進行管理については、下記の通りPDCAサイクル【Plan（計画をたて）、Do（実行し）、Check（実行の結果を評価して）、Action（計画の見直しを行う）という一連の流れ】に基づき実施します。

また、教員のニーズや地域の状況、教員の働き方改革に関する国や都の施策の変化などに対応して、適宜必要な見直しを行います。



Plan (計画)	・プランの策定
Do (実行)	・施策に基づく取組の実施 ・教員の業務改善支援
Check (評価)	・勤務実態の把握 ・取組事業の検証
Action (改善)	・取組結果の共有 ・プラン・取組事業の改善

- 「荒川区立小・中学校における働き方改革プラン」の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、学校と区教育委員会が両輪となり、課題解決の重要性や目指すべき理念を共有しながら、着実に実施していきます。
- 区教育委員会での取組及び各学校での取組状況を確認し、その効果検証を行い、次年度以降の改善等に活かしていきます。
- 効果検証の結果、今後新たに検討を進める取組等については「荒川区立小・中学校における働き方改革プランプロジェクトチーム」において、検討を進めていきます。

今後に向けて

区教育委員会では、平成２９年３月に荒川区学校教育ビジョンを改訂し、「荒川区学校教育ビジョン（平成２９年度～平成３８年度） 全力で育てます！ 未来社会の守護者たち」を策定しました。中長期目標として「未来を拓きたくましく生きる子どもを育成する」を掲げ、そのために６本の教育施策の柱を定めました。

６本の教育施策の柱の中の第４を「教師が育つ学校をつくる」とし、教師の育成に関する項目としています。本柱は、まさに教員の働き方改革につながるものであり、「（１）校長の裁量を活かし、特色ある学校経営を推進する」「（２）教師が相互に学び合う、活力のある学校をつくる」「（３）研修を充実し、教師の向上心を高める」「（４）教師が子どもと向き合う時間を確保する」に一つ一つ取り組み、改善していくことが教員の働き方改革につながるものと考えています。

教員が心身共に健康で生き生きと働ける学校を作り上げていくことは、子どもと教員の関係をよりよいものとしていくことに直結するものです。教員一人ひとりが、学校における働き方を改革していくことで、教員の資質・能力の向上及び健康の維持増進が図られ、それが、授業や生活指導の充実、子どもと向き合う時間の確保につながっていきます。

区教育委員会は、今後も教員の業務全体やそのバランスについて、十分に見直しを図り、改善点を明らかにし、学校がさらに働きやすい職場となるよう、全力で各学校を支援していきます。

平成 31 年 2 月

登録番号 (30) 0106 号

荒川区立小・中学校における働き方改革プラン

発行 荒川区教育委員会事務局

〒116-8501

東京都荒川区荒川二丁目 2 番 3 号

電 話 03-3802-3111 (代)